

建設委員会議案説明資料

令和5年6月30日

件名	頁
1 第50号議案 足立区事務手数料条例の一部を改正する条例	3
2 第51号議案 足立区高野地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例	21
3 第52号議案 足立区花畑北部地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例	21
4 第53号議案 足立区島根四丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例	21
5 第54号議案 足立区新田地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例	21
6 第55号議案 足立区六町地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例	21
7 第56号議案 足立区佐野六木地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例	21
8 第57号議案 足立区上沼田南地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例	21
9 第58号議案 足立区土地区画整理事業を施行すべき区域に係る地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例	21
10 第59号議案 足立区中川一丁目南地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例	21
11 第60号議案 足立区東綾瀬二・三丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例	21
12 第61号議案 足立区に係る防災街区整備地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例	21
13 第62号議案 足立区西新井三丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例	21

14	第63号議案	足立区綾瀬七丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例	21
15	第64号議案	足立区千住大橋駅周辺地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例	21
16	第65号議案	足立区江北三・四丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例	21
17	第66号議案	足立区千住旭町地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例	21
18	第67号議案	足立区花畑五丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例	21
19	第68号議案	足立区竹ノ塚駅中央地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例	21
20	第69号議案	足立区竹の塚北地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例	21
21	第70号議案	足立区江北七丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例	21
22	第71号議案	足立区興野周辺地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例	21
23	第72号議案	足立区東保木間一丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例	21
24	第73号議案	足立区谷在家三丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例	21
25	第74号議案	特別区道路線の認定について	96
26	第75号議案	損害賠償請求に関する和解について	97

(都市建設部)

第50号議案説明資料

令和5年6月30日

件名	足立区事務手数料条例の一部を改正する条例
所管部課名	建築室建築審査課 開発指導課
内容	<p>1 改正理由 さらなる地球温暖化対策の推進を図るため、都市の低炭素の促進に関する法律及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律が改正されたことに伴い、建築基準法に定める特例許認可制度等が整備された。これを受け、本条例の一部（手数料関係）を改正する。</p> <p>2 改正概要（別紙1参照 P4～5） 既存建築物の省エネ改修を円滑に進めるため、建築基準法の特例許認可制度が新たに創設されたことから、条例別表の項目に記載する事務内容の見直しを図る。</p> <p>(1) 以下3点に係る項目の追加及び改正を行う（条例別表第5）。</p> <p>ア 高効率給湯設備の設置に伴う建築物の容積率に関する特例認定 イ 屋根の断熱改修や屋上への再エネ設備等の設置に伴う建築物の高さに関する特例許可 ウ 一団地の土地における既存建築物の省エネ性能向上を図るための特例認定及び許可</p> <p>(2) 文言の追加及び条ずれの修正を行う（条例別表第5から第7）。</p> <p>3 新旧対照表 別紙2参照 P6～20</p> <p>4 施行年月日 公布の日より施行する。</p> <p>5 今後の方針 条例の内容を区民及び関係事業者等に周知し、的確な指導に努める。</p>

改正概要

(1) 条例別表第5について、以下の3点に係る項目の追加及び改正を行う。

ア 住宅及び老人ホーム等に設ける高効率給湯設備のための機械室について、容積率緩和の手続きを合理化する。

	事務	額
改正前 ※改正後も継続	建築物の容積率に関する特例許可の申請手数料（建築基準法第52条第14項）	16万円
改正後 （新設）	高効率給湯設備の設置部分の容積率を緩和する特例認定の申請手数料（建築基準法第52条第6項第3号）	2万8,000円

イ 屋根の断熱改修や屋上への再エネ設備等の設置に伴い、高さ制限に抵触する既存建築物に対する特例許可制度を創設する。

	事務	額
改正後 （新設）	建築物の高さに関する特例許可の申請手数料（建築基準法第55条第3項及び第58条第2項）	16万円

ウ 無接道の敷地を含む一団地の土地において、既存建築物の省エネ性能の向上を図るため、一団地の総合的設計制度及び連坦建築物設計制度における対象行為を拡充する。

(ア) 道路より奥側の建築物を含む複数の既存建築物を省エネ改修するため、一団地の総合的設計の認定又は許可を受けることを可能とする（建築基準法第86条第1項及び第3項）。

		事務	額
第86条 第1項	改正前	一団地内に <u>建築される</u> 1又は2以上の構えを成す建築物の特例認定申請手数料	変更なし （基本額 8万2,000円）
	改正後	一団地内において <u>建築等をする</u> 1又は2以上の構えを成す建築物の特例認定申請手数料	
第86条 第3項	改正前	一団地内に <u>建築される</u> 1又は2以上の構えを成す建築物の特例許可申請手数料	変更なし （基本額 23万8,000円）
	改正後	一団地内において <u>建築等をする</u> 1又は2以上の構えを成す建築物の特例許可申請手数料	

(イ) (ア) で認定を受けた建築物を省エネ改修するため、再度認定及び許可を受けることを可能とする（建築基準法第 86 条の 2 第 1 項、第 2 項及び第 3 項）。

		事 務	額
第 86 条の 2 第 1 項	改正前	1 敷地内認定建築物以外の建築物の <u>建築</u> の認定申請手数料	変更なし (基本額 8 万 2,000 円)
	改正後	公告対象区域内の建築物の <u>新築又は増築等</u> の認定申請手数料	
第 86 条の 2 第 2 項 及び第 3 項	改正前	1 敷地内認定又は許可建築物以外の建築物の <u>建築</u> の特例許可申請手数料	変更なし (基本額 23 万 8,000 円)
	改正後	公告対象区域内の建築物の <u>新築又は増築等</u> の特例許可申請手数料	

(2) 条例別表第 5 から第 7 について、文言の追加及び条ずれの修正を行う。

足立区事務手数料条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正前					改正後				
○足立区事務手数料条例 昭和33年 3 月22日 条例第 1 号 別表第 5 (第 6 条関係) 建築・都市整備関係					○足立区事務手数料条例 昭和33年 3 月22日 条例第 1 号 別表第 5 (第 6 条関係) 建築・都市整備関係				
事務	手数料の名称	種別・単位	額	徴収時期	事務	手数料の名称	種別・単位	額	徴収時期
1 から58まで (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	1 から58まで (現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	59 建築基準法 第52条第6項第 3号の規定に基 づく建築物の 容積率に關す る特例の認定 の申請に對す る審査	建築物の容 積率の特例 認定申請手 数料	1 件につき	2万8,000円	認定申請の とき
59から63まで (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	60から64まで (現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	65 建築基準法 第55条第3項の 規定に基づく 建築物の高さ に關する特例 の許可の申請	建築物の高 さの特例許 可申請手 数料	1 件につき	16万円	許可申請の とき

改正前					改正後						
64	建築基準法 第55条第3項 各号の規定に 基づく建築物 の高さの許可 の申請に対す る審査	建築物の高 さの許可申 請手数料	1 件につき	16万円	許可申請の とき	に対する審査	建築物の高 さの許可申 請手数料	1 件につき	16万円	許可申請の とき	
65から66まで (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	67から68まで (現行のと おり)	(現行のと おり)	(現行のと おり)	(現行のと おり)	(現行のと おり)	
67	建築基準法 第58条の規定 に基づく東京 都市計画高度 地区に定める 建築物の高さ の最高限度に 関する特例の 許可の申請に 対する審査	高度地区内 における建 築物の高さ の特例許可 申請手数料	1 件につき	16万円	許可申請の とき	69	建築基準法 第58条第1項 の規定に基づ く東京都市計 画高度地区に 定める建築物 の高さの最高 限度に関する 特例の許可の 申請に対する 審査	高度地区に おける建築 物の高さの 特例許可申 請手数料	1 件につき	16万円	許可申請の とき
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	70	建築基準法 第58条第2項の 規定に基づく 建築物の高さ に関する特例 の許可の申請	高度地区に おける建築 物の高さの 特例許可申 請手数料	1 件につき	16万円	許可申請の とき

改正前					改正後				
68から87まで (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	に対する審査 71から90まで (現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)
88 建築基準法第86条第1項の規定に基づく1の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る特例の認定の申請に対する審査	一団地内に建築される 1又は2以上の構えを成す建築物の特例認定申請手数料	1件につき	建築物の数が1又は2である場合にあっては8万2,000円、建築物の数が3以上である場合にあっては8万2,000円に2を超える建築物の数に2万9,000円を乗じて得た額を加算した額	認定申請のとき	91 建築基準法第86条第1項の規定に基づく1の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る特例の認定の申請に対する審査	一団地内において建築等をする 1又は2以上の構えを成す建築物の特例認定申請手数料	1件につき	建築物の数が1又は2である場合にあっては8万2,000円、建築物の数が3以上である場合にあっては8万2,000円に2を超える建築物の数に2万9,000円を乗じて得た額を加算した額	認定申請のとき
89 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	92 (現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)
90 建築基準法第86条第3項の規定に基づく1の敷地とみなすこと等	一団地内に建築される 1又は2以上の構えを成す建築物	1件につき	建築物の数が1又は2である場合にあっては23万8,000	許可申請のとき	93 建築基準法第86条第3項の規定に基づく1の敷地とみなすこと等	一団地内において建築等をする 1又は2以上の構えを成	1件につき	建築物の数が1又は2である場合にあっては23万8,000	許可申請のとき

改正前					改正後				
による制限の緩和に係る特例の許可の申請に対する審査	の特例及び敷地内に広い空地を有する建築物の各部分の高さ又は容積率に関する特例許可申請手数料		円、建築物の数が3以上である場合にあっては23万8,000円に2を超える建築物の数に2万9,000円を乗じて得た額を加算した額		による制限の緩和に係る特例の許可の申請に対する審査	す建築物の特例及び敷地内に広い空地を有する建築物の各部分の高さ又は容積率に関する特例許可申請手数料		円、建築物の数が3以上である場合にあっては23万8,000円に2を超える建築物の数に2万9,000円を乗じて得た額を加算した額	
91 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	94 (現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)
92 建築基準法第86条の2第1項の規定に基づく1敷地内認定建築物以外の建築物の建築の認定の申請に対する審査	1敷地内認定建築物以外の建築物の認定申請手数料	1件につき	建築物(1敷地内認定建築物を除く。以下この項において同じ。)の数が1である場合にあっては8万2,000円、建築物の数が2以上である場合にあっては8万2,000円	認定申請のとき	95 建築基準法第86条の2第1項の規定に基づく建築物の新築又は増築等の認定の申請に対する審査	公告対象区域内の建築物の新築又は増築等の認定申請手数料	1件につき	建築物の数が1である場合にあっては8万2,000円、建築物の数が2以上である場合にあっては8万2,000円に1を超える建築物の数に2万9,000円を乗じて得	認定申請のとき

改正前					改正後						
			に1を超える建築物の 数に2万 9,000円を乗 じて得た額 を加算した 額					た額を加算 した額			
93	建築基準法 第86条の2第 2項又は第3 項の規定に基 づく1敷地内 認定建築物又 は1敷地内許 可建築物以外 の建築物の建 築に関する特 例の許可の申 請に対する審 査	1敷地内認 定建築物又 は1敷地内 許可建築物 以外の建築 物の建築に 関する特例 許可申請手 数料	1件につき	建築物(1敷 地内認定建 築物又は1 敷地内許可 建築物を除 く。以下この 項において 同じ。)の数 が1である 場合にあっ ては23万 8,000円、建 築物の数が 2以上であ る場合にあ っては23万 8,000円に1 を超える建 築物の数に 2万9,000円 を乗じて得	許可申請の とき	96	建築基準法 第86条の2第 2項又は第3 項の規定に基 づく建築物の 新築又は増築 等に関する特 例の許可の申 請に対する審 査	公告対象区 域内の建築 物の新築又 は増築等に 関する特例 許可申請手 数料	1件につき	建築物の数 が1である 場合にあっ ては23万 8,000円、建 築物の数が 2以上であ る場合にあ っては23万 8,000円に1 を超える建 築物の数に 2万9,000円 を乗じて得 た額を加算 した額	許可申請の とき

改正前					改正後				
			た額を加算した額						
94から99まで (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	97から102まで (現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)
100 建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第11条の4第1項に規定する建築計画概要書（当該建築計画に係る同項に規定する処分等概要書を含む。）、築造計画概要書、定期調査報告概要書、定期検査報告概要書及び全体計画概要書の写しの交付	建築計画概要書等の写しの交付手数料	1件につき	300円	交付申請のとき	103 建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第11条の3第1項に規定する建築計画概要書（当該建築計画に係る同項に規定する処分等概要書を含む。）、築造計画概要書、定期調査報告概要書、定期検査報告概要書及び全体計画概要書の写しの交付	建築計画概要書等の写しの交付手数料	1件につき	300円	交付申請のとき
101から111まで (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	104から114まで (現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)

足立区事務手数料条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正前			改正後		
○足立区事務手数料条例 昭和33年3月22日条例第1号 別表第6（第6条関係）			○足立区事務手数料条例 昭和33年3月22日条例第1号 別表第6（第6条関係）		
事務	手数料の名称及び額	徴収時期	事務	手数料の名称及び額	徴収時期
都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料の額は、次の1及び2に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（申請に併せて都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、1の建築物について別表第5の9の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに同表11の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について同表19の項又は21の項に掲げる額の手数料を加えた額）の手数料を加えた額）	時期	（現行のとおり）	（現行のとおり）	時期
	1 申請に併せて区長が指定する者（以下「適合性確認機関」という。）が作成した都市の低炭素化	（1） 一戸建て住宅（人の居住以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下同じ。） （2） 共 ア 住戸ごとの申請の場合 イ 1 住戸の部分（人の居住の用途に供する部分に限る。以下同じ。） イ 共用廊下等の部		1 申請に併せて区長が指定する者（以下「適合性確認機関」という。）が作成した都市の低炭素化	（1） （現行のとおり） （2） 共 （削除） イ 住戸の部分（人の居住の用途に供する部分に限る。以下同じ。） イ 共用_____部

改正前					改正後					
	の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合	他一戸建て住宅以外の住宅をいう。以下同じ。)	物 の 申 請 の 場 合	分（住宅の用途に供する共用廊下、共用階段その他共用部分をいう。以下同じ。）	の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合	他一戸建て住宅以外の住宅をいう。以下同じ。)	ウ	分（住宅の用途に供する共用廊下、共用階段その他共用部分をいう。以下同じ。）	(3) (1)及び(2)以外の建築物	
				(ウ) 非住宅の部分（住戸の部分及び共用廊下等の部分以外の部分をいう。以下同じ。)				ウ 非住宅の部分（住戸の部分及び共用____部分以外の部分をいう。以下同じ。)		
2 1に定める以外の場合	(1) 一戸建て住宅	誘導仕様基準（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）第10条第1項第2号イ(2)及び同号ロ(2)に定める基準をいう。以下この表において同じ。）による場合	誘導仕様基準以外による場合	誘導仕様基準（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）第10条第1項第2号イ(2)及び同号ロ(2)に定める基準をいう。以下この表において同じ。）による場合	2 1に定める以外の場合	(1) 一戸建て住宅	誘導仕様基準（住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する誘導基準及び一次エネルギー消費量に関する誘導基準（令和4年国土交通省告示第1106号）をいう。以下同じ。）による場合	誘導仕様基準以外による場合	(3) (1)及び(2)以外の建築物	
				ア 住戸の部分						ア 住戸の部分
				イ 共用廊下等の部分						イ 共用____部分
				ウ 非住宅の部分						ウ 非住宅の部分
都市の低炭素化の促進に関する	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料 低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料の額は、次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（申請に併せて都市の低炭素化の促進に関する				(現行のとおり)			(現行のとおり)		

改正前				改正後					
する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査	法律第55条第2項の規定において準用する同法第54条第2項の規定に基づく申出があった場合には、1の建築物について別表第5の9の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに同表11の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について同表19の項又は21の項に掲げる額の手数料を加えた額）の手数料を加えた額								
	1 申請に併せて適合性確認機関が作成した都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合	(1) 一戸建て住宅		変更認定申請のとき	1 申請に併せて適合性確認機関が作成した都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合	(1) 一戸建て住宅		変更認定申請のとき	
		(2) 共同住宅等	ア			住戸ごとの申請の場合	(削除)		
			イ			(ア) 住戸の部分 1 (イ) 共用廊下等の部分 建物の申請の場合	(削除)イ		住戸の部分 共用____部分 分 非住宅の部分
(3) (1)及び(2)以外の建築物			(3) (1)及び(2)以外の建築物						
2 1に定める以外の場合	(1) 一戸建て住宅			2 1に定める以外の場合	(1) 一戸建て住宅				
	(2) 共同住宅等	ア	住戸の部分		(2) 共同住宅等	ア	住戸の部分		
		イ	共用廊下等の部分		イ	共用____部分			
ウ	非住宅の部分	ウ	非住宅の部分						

改正前				改正後			
		(3) (1)及び(2)以外の建築物				(3) (1)及び(2)以外の建築物	
備考 1～2 (省略)				備考 1～2 (現行のとおり)			

足立区事務手数料条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正前				改正後			
○足立区事務手数料条例 昭和33年 3月22日 条例第1号 別表第7（第6条関係） 建築・都市整備関係				○足立区事務手数料条例 昭和33年 3月22日 条例第1号 別表第7（第6条関係） 建築・都市整備関係			
事務	手数料の名称及び額		徴収時期	事務	手数料の名称及び額		徴収時期
1から2	(省略)			1から2	(現行のとおり)		
3 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請の申請のとき	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、1の建築物について別表第5の9の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに同表11の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について同表19の項又は21の項に掲げる額の手数料を加えた額）の手数料を加えた額）		認定申請のとき	3 (現行のとおり)	(現行のとおり)		認定申請のとき
エネルギー消費性能向上計画の認定の申	(1) 申請に併せて区長が別に定める建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項各号に掲	ア 一戸建て住宅 イ (ア) 住戸ごとの申請の場合 ア 以 外 の (イ) 住宅部分(建築物		(1) 申請に併せて区長が別に定める建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項各号に掲	ア 一戸建て住宅 イ (削除) ア 以 外 の (削	住宅部分(建築物	

改正前					改正後						
請に対する審査	げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合	建築物	1の建築物の場合	のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する住宅部分をいう。以下同じ。)				建築物	除)のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する住宅部分をいう。以下同じ。)		
				非住宅部分							
(2) (1)に定める以外の場合					(2) (1)に定める以外の場合						
4 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料 建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額(申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第2項において準用する同法第35条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、1の建築物については別表第5の9の項に掲げる額(申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに同表11の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について同表19の項又は21の項に掲げる額の手数料を加えた額)の手数料を加えた額)			変更認定申請のとき	4 (現行のとおり)	(現行のとおり)				変更認定申請のとき	
	(1) 申請に併せて	ア	一戸建て住宅			(1) 申請に併せて	ア	一戸建て住宅			
	区長が別に定める建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35	イ	(ア) 住戸ごとの申請の場合			区長が別に定める建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35	イ	(削除)			
		以	(イ) 住宅部分				以	(削	住宅部分		
		外	1の非住宅部分				外	除)	非住宅部分		

改正前					改正後				
請に対する審査	条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合	の建築物	建築物の場合		条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合	の建築物			
	(2) (1)に定める以外の場合				(2) (1)に定める以外の場合				
5 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対し	建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料			認定申請のとき	5 (現行のとおり)				認定申請のとき
	建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料の額は、次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額				(現行のとおり)				
	(1) 申請に併せて区長が別に定める建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第1項第3号の建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを示す書類が提出された場合					(2) (1)に定める以外の場合	ア	(現行のとおり)	
	(2) (1)に定める以外の場合	ア	(ア) 性能基準(省令第1条第1項第2号イ(1)及び同号ロ(1)に定める基準をいう。)による場合				一戸建て住宅	(現行のとおり)	
		(イ) モデル住宅法(省令第1条第1項第2号イ(2)及び同号ロ(2)に定める基準をいう。)による場合						(ウ) 仕様基準(省令第1条第1項第2号イ(3)及び同号ロ(3))	
		(ウ) 仕様基準(省令第1条第1項第2号イ(3)及び同号ロ(3))							

改正前					改正後				
する審査		イ	ア	に定める基準をいう。以下同じ。) _____ による場合					に定める基準をいう。以下同じ。) 又は誘導仕様基準 による場合
				性能基準(省令第1条第1項第2号イ(1)及び同号ロ(1)又は同項第3号に定める基準をいう。以下この表において同じ。)による場合					(ア) (現行のとおり)
				フロア入力法(省令第1条第1項第2号イ(2)及び同号ロ(2)に定める基準をいう。以下この表において同じ。)による場合					(現行のとおり)
				仕様基準 _____ による場合					仕様基準 又は誘導仕様基準 による場合
		(イ) 非住宅部分		(イ) 非住宅部分					
6	(省略)				6	(現行のとおり)			

備考

1 から13 (省略)

14 向上計画認定申請手数料等 _____

備考

1 から13 (現行のとおり)

又14 向上計画認定申請手数料等 **(誘導仕様基準以外による場合に限る。)** 又

改正前	改正後
<p>は建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料（性能基準又はフロア入力法による場合に限る。）について、共同住宅の一の建築物の申請の場合の手数料の額は、住戸部分の額に共用部分の額を加算した額とする。ただし、共用部分が存在しない場合又は共用部分を除く場合は、当該共用部分の額は加算しない。</p>	<p>は建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料（性能基準又はフロア入力法による場合に限る。）について、共同住宅の一の建築物の申請の場合の手数料の額は、住戸部分の額に共用部分の額を加算した額とする。ただし、共用部分が存在しない場合又は共用部分を除く場合は、当該共用部分の額は加算しない。</p>
<p>15 向上計画認定申請手数料等（誘導仕様基準による場合に限る。）又は建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料（仕様基準_____による場合に限る。）について、共同住宅の一の建築物の申請の場合の手数料の額は、共用部分の額を加算しないものとする。</p>	<p>15 向上計画認定申請手数料等（誘導仕様基準による場合に限る。）又は建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料（仕様基準又は誘導仕様基準による場合に限る。）について、共同住宅の一の建築物の申請の場合の手数料の額は、共用部分の額を加算しないものとする。</p>
<p>16 （省略）</p>	<p>16 （現行のとおり）</p>

第51号～第73号議案説明資料

令和5年6月30日

件名	足立区高野地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例 他22件																							
所管部課名	建築室建築審査課																							
内容	<p>1 地区計画の概要</p> <p>地区計画とは、地域特性を考慮し、住民意向を反映させ、まちの将来像やまちづくりの方針、道路や公園などの配置、建物や敷地などについての建築ルールなどを定め、その地区にふさわしいまちづくりを進めることを目的とする都市計画法に基づく制度</p> <p>2 条例改正の理由及び概要 (別紙1「条例改正一覧」参照 P26～29)</p> <p>(1) 都市計画決定に伴う改正</p> <table border="1" data-bbox="379 996 1417 1691"> <tr> <td data-bbox="379 996 459 1691" rowspan="8">改正理由</td> <td colspan="2" data-bbox="459 996 1417 1243">長期優良住宅の普及の促進に関する法律（以下「長期優良住宅法」という。）の一部改正等に伴い、当区の都市計画マスタープランにおいて土地の高度利用を図るべき地域として位置付けた、六町地区を含む6地区の地区計画変更が都市計画決定したことを受け、4件の地区計画条例の一部を改正する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="459 1243 896 1288">地区計画変更地区 6地区</td> <td data-bbox="896 1243 1417 1288">改正条例名（略称） 4件</td> </tr> <tr> <td data-bbox="459 1288 896 1332">六町地区</td> <td data-bbox="896 1288 1417 1332">六町地区地区計画条例</td> </tr> <tr> <td data-bbox="459 1332 896 1444">舎人・古千谷本町地区 神明南地区</td> <td data-bbox="896 1332 1417 1444">土地区画整理事業施行すべき区域内条例</td> </tr> <tr> <td data-bbox="459 1444 896 1489">千住仲町地区</td> <td data-bbox="896 1444 1417 1489">防災街区整備地区計画条例</td> </tr> <tr> <td data-bbox="459 1489 896 1635">千住三丁目地区</td> <td data-bbox="896 1489 1417 1635">千住三丁目地区地区計画条例 (条例に容積率の最高限度を規定していないため改正の必要なし)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="459 1635 896 1691">竹ノ塚駅中央地区</td> <td data-bbox="896 1635 1417 1691">竹ノ塚駅中央地区地区計画条例</td> </tr> <tr> <td data-bbox="379 1713 459 2067" rowspan="3">改正概要</td> <td colspan="2" data-bbox="459 1713 1417 1859">ア 長期優良住宅法による容積率の割増し規定※1の適用可能【六町地区、舎人・古千谷本町地区、千住仲町地区、竹ノ塚駅中央地区】</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="459 1859 1417 1948">イ 長期優良住宅法による建物高さの緩和規定※2の適用可能【竹ノ塚駅中央地区】</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="459 1948 1417 2067">ウ 総合設計制度による容積率の割増し規定※1の適用可能【舎人・古千谷本町地区】</td> </tr> </table>		改正理由	長期優良住宅の普及の促進に関する法律（以下「長期優良住宅法」という。）の一部改正等に伴い、当区の都市計画マスタープランにおいて土地の高度利用を図るべき地域として位置付けた、六町地区を含む6地区の地区計画変更が都市計画決定したことを受け、4件の地区計画条例の一部を改正する。		地区計画変更地区 6地区	改正条例名（略称） 4件	六町地区	六町地区地区計画条例	舎人・古千谷本町地区 神明南地区	土地区画整理事業施行すべき区域内条例	千住仲町地区	防災街区整備地区計画条例	千住三丁目地区	千住三丁目地区地区計画条例 (条例に容積率の最高限度を規定していないため改正の必要なし)	竹ノ塚駅中央地区	竹ノ塚駅中央地区地区計画条例	改正概要	ア 長期優良住宅法による容積率の割増し規定※1の適用可能【六町地区、舎人・古千谷本町地区、千住仲町地区、竹ノ塚駅中央地区】		イ 長期優良住宅法による建物高さの緩和規定※2の適用可能【竹ノ塚駅中央地区】		ウ 総合設計制度による容積率の割増し規定※1の適用可能【舎人・古千谷本町地区】	
改正理由	長期優良住宅の普及の促進に関する法律（以下「長期優良住宅法」という。）の一部改正等に伴い、当区の都市計画マスタープランにおいて土地の高度利用を図るべき地域として位置付けた、六町地区を含む6地区の地区計画変更が都市計画決定したことを受け、4件の地区計画条例の一部を改正する。																							
	地区計画変更地区 6地区	改正条例名（略称） 4件																						
	六町地区	六町地区地区計画条例																						
	舎人・古千谷本町地区 神明南地区	土地区画整理事業施行すべき区域内条例																						
	千住仲町地区	防災街区整備地区計画条例																						
	千住三丁目地区	千住三丁目地区地区計画条例 (条例に容積率の最高限度を規定していないため改正の必要なし)																						
	竹ノ塚駅中央地区	竹ノ塚駅中央地区地区計画条例																						
	改正概要	ア 長期優良住宅法による容積率の割増し規定※1の適用可能【六町地区、舎人・古千谷本町地区、千住仲町地区、竹ノ塚駅中央地区】																						
イ 長期優良住宅法による建物高さの緩和規定※2の適用可能【竹ノ塚駅中央地区】																								
ウ 総合設計制度による容積率の割増し規定※1の適用可能【舎人・古千谷本町地区】																								

改正概要	<p>エ 地区計画の変更に伴う改正</p> <p>【神明南地区】</p> <p>(ア) 新たな地区区分の設定 (幹線道路沿道地区B)</p> <p>(イ) 新規地区における建築制限の規定</p>
(2) 地区計画の制限内容と整合を図るための改正	
改正理由	<p>ア 平成16年に土地区画整理事業を施行すべき区域内の条例を制定した際、それより以前に制定した7条例を含め、地区計画に定めのない「建築基準法による容積率の割増し規定」を地域住民へ説明することなく、条例に規定し施行した。</p> <p>イ 平成16年以降に制定した15条例について、同様に「建築基準法による容積率の割増し規定」を条例に規定し施行した。</p> <p>ウ 平成27年にマンションの建替え等の円滑化に関する法律(以下「マン建法」という。)の一部改正が行われた際、地区計画に定めのない「マン建法による容積率の割増し規定」を地域住民へ説明することなく、5つの条例に規定し施行した。</p> <p>エ その他2条例について、地区計画に定めのない「総合設計制度による容積率の割増し規定」及び「建築基準法による建物高さの緩和規定」を地域住民へ説明することなく、条例に規定し施行した。</p> <p>以上、4点について、地区計画の制限内容と不整合が生じていることが判明したため、当該規定を削除すべく地区計画条例の一部を改正する。</p>
改正概要	<p>ア 総合設計制度による容積率の割増し規定※1の削除</p> <p>【興野周辺地区】</p> <p>イ 建築基準法による容積率の割増し規定※3の削除</p> <p>【高野地区ほか32地区】</p> <p>ウ 建築基準法による建物高さの緩和規定※2の削除</p> <p>【竹ノ塚駅中央地区】</p> <p>エ マン建法による容積率の割増し規定※1の削除</p> <p>【六町地区ほか14地区】</p>
(3) 関係法の改正に伴う改正	
改正理由	<p>高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(以下「バリアフリー法」という。)の一部改正に伴い、号番を修正する。</p>
改正概要	<p>バリアフリー法の一部改正に伴う号番の修正</p> <p>【高野地区ほか32地区】</p>

- ※1 市街地環境の整備改善に資する公開空地を確保させるなどの一定のルールに基づき、特例的に容積率の割増しを認める制度
- ※2 容積率の割増しを認めるにあたり、あわせて建築物の高さ制限を超えることを認める制度
- ※3 延べ面積に対して機械室等の面積が著しく大きな建築物、周囲に広い公園広場、道路その他の空地を有する建築物について、特例的に容積率の割増しを認める制度

3 都市計画決定までの対応経緯

(別紙2「対象区域・変更内容」参照 P30～35)

(1) 神明南地区地区計画変更に伴う地区計画原案の説明会

- ア 令和4年5月27日～28日(辰沼小学校体育館)
- イ 延べ参加区民 59名
- ウ 主な質疑等

Q1: 第二種高度地区と第三種高度地区の違いを教えてください。

A1: 北側隣地境界線の立ち上がり高さが異なるなど、説明会資料を活用して丁寧に説明。

Q2: 今回の都市計画変更において、都市計画道路沿道30m区域の境界線が敷地にまたがる場合の取扱いを教えてください。

A2: 用途地域、高度地区、防火地域及び準防火地域などそれぞれの制限に応じて取扱いが変わることを丁寧に説明。

Q3: 今回の都市計画変更と都市計画道路整備事業の関係はどのようなになっているのか教えてください。

A3: 都市計画変更は令和5年度を目指して決定する。道路整備事業は時間がかかると思うが、補助第109号線をもとに建替えができるように手続きをしている。新しいルールに基づいて建物の計画をしてほしい。

(2) 長期優良住宅法改正に伴う地区計画原案の個別説明会

- ア 令和4年10月14～22日(区役所を含む5会場)
- イ 延べ参加区民 27名
- ウ 主な質疑等

Q1: 今回の地区計画変更理由は何か。

A1: 長期優良住宅法改正に伴い、長期優良住宅型総合設計制度の活用が可能となった。区の都市計画マスタープランで拠点の位置付けがある地区で制度の活用を可能とするため、地区計画の変更を行う。

Q2: 変更箇所は容積率の最高限度の内容だけか。

A2: 竹ノ塚駅中央地区は容積率の最高限度に加え、高さの最高限度もあわせて変更する。

- (3) 神明南地区地区計画変更に伴う地区計画原案の縦覧等
- ア 公 告 令和4年 6月 6日
 - イ 縦 覧 6月 6日～20日
 - ウ 意見書受付 6月 6日～27日 (意見なし)
- (4) 長期優良住宅法改正に伴う地区計画原案の縦覧等
- ア 公 告 10月14日
 - イ 縦 覧 10月14日～28日
 - ウ 意見書受付 10月14日～11月4日 (意見なし)
- (5) 神明南地区地区計画変更に伴う地区計画案の縦覧等
- ア 公 告 12月 1日
 - イ 縦 覧 12月 1日～15日
 - ウ 意見書受付 12月 1日～15日 (意見なし)
- (6) 長期優良住宅法改正に伴う地区計画案の縦覧等
- ア 公 告 令和5年 2月21日
 - イ 縦 覧 2月21日～3月7日
 - ウ 意見書受付 2月21日～3月7日 (意見なし)
- (7) 都市計画決定告示
- ア 六町地区地区計画
3月30日 足立区告示第140号
 - イ 足立北部地域舎人・古千谷本町地区地区計画
3月30日 足立区告示第141号
 - ウ 千住三丁目地区地区計画
3月30日 足立区告示第142号
 - エ 竹ノ塚駅中央地区地区計画
3月30日 足立区告示第143号
 - オ 千住仲町地区防災街区整備地区計画
3月30日 足立区告示第144号
 - カ 足立東部地域神明南地区地区計画
4月28日 足立区告示第214号

4 改正内容

別紙3「新旧対照表(案)」参照 P36～P92

5 施行年月日

公布の日から施行する。

6 今後の方針

条例の内容を区民及び関係事業者等に周知し、的確な指導に努める。

7 参考（地区計画等の策定状況）

（別紙4「地区計画等 位置図」参照 P93～95）

種別	地区数	策定面積等
地区計画	54	約1,274.4ha
防災街区整備地区計画	5	約204.7ha
沿道地区計画	6	約92.19ha、延長 約15.3km

条例改正一覧

都市計画決定に伴う改正

●改正項目

地区計画との不整合項目

議案番号	条例名 (略称)	地区計画	都市計画決定に伴う改正			地区計画の制限内容と 整合を図るための改正			(5) バリアフリー法の一部改正に伴う号番の修正
			(1) 長期優良住宅法による容積率の割増し規定の適用 ※1	(2) 長期優良住宅法による建物高さの緩和規定の適用	(3) 総合設計制度による容積率の割増し規定の適用・削除 ※2	(4)			
						ア 建築基準法による容積率の割増し規定の削除 ※3	イ 建築基準法による建物高さの緩和規定の削除 ※3	ウ マン建築法による容積率の割増し規定の削除 ※4	
51	高野地区地区計画条例	高野地区				●			●
52	花畑北部地区地区計画条例	花畑北部地区				●			●
53	島根四丁目地区地区計画条例	島根四丁目地区				●			●
54	新田地区地区計画条例	新田地区				●			●
55	六町地区地区計画条例	六町地区	●			●		●	●
56	佐野六木地区地区計画条例	佐野六木地区				●			●
57	上沼田南地区地区計画条例	上沼田南地区				●			●
58	土地区画整理事業を施行すべき区域内条例	舎人・古千谷本町地区	●		● 適用	●		●	●
		西伊興地区				●		●	●
		東伊興地区				●		●	●
		平野・東六月町地区				●		●	●
		神明南地区 ※5				●		●	●
		神明西地区				●		●	●
		神明地区				●		●	●

議案番号	条例名 (略称)	地区計画	都市計画決定に伴う改正			地区計画の制限内容と 整合を図るための改正			(5) バリアフリー法の一部改正に伴う号番の修正
			(1) 長期優良住宅法による容積率の割増し規定の適用 ※1	(2) 長期優良住宅法による建物高さの緩和規定の適用	(3) 総合設計制度による容積率の割増し規定の適用・削除 ※2	(4)			
						ア 建築基準法による容積率の割増し規定の削除 ※3	イ 建築基準法による建物高さの緩和規定の削除 ※3	ウ マン建築法による容積率の割増し規定の削除 ※4	
58	土地区画整理事業を施行すべき区域内条例	南花畑一・三・四丁目地区				●		●	●
		花畑七・八丁目地区				●		●	●
59	中川一丁目南地区地区計画条例	中川一丁目南地区				●			●
60	東綾瀬二・三丁目地区地区計画条例	東綾瀬二・三丁目地区				●			●
61	防災街区整備地区計画条例	足立一・二・三・四丁目地区							
		関原一丁目地区				●		●	●
		西新井駅西口周辺地区				●		●	●
		千住仲町地区	●			●		●	●
		千住西地区							
62	西新井三丁目地区地区計画条例	西新井三丁目地区				●			●
63	綾瀬七丁目地区地区計画条例	綾瀬七丁目地区				●			●
—	千住三丁目地区地区計画条例	千住三丁目地区	条例に建築物の容積率の最高限度が規定されていないため改正の必要なし						

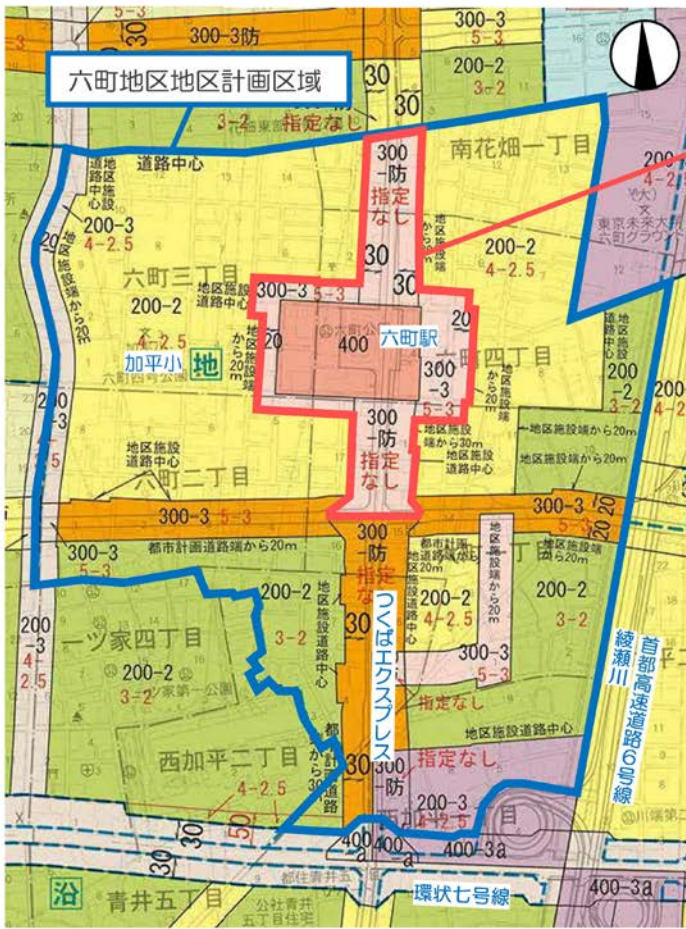
議案番号	条例名 (略称)	地区計画	都市計画決定に伴う改正			地区計画の制限内容と 整合を図るための改正			(5) バリアフリー法の一部改正に伴う号番の修正
			(1) 長期優良住宅法による容積率の割増し規定の適用 ※1	(2) 長期優良住宅法による建物高さの緩和規定の適用	(3) 総合設計制度による容積率の割増し規定の適用・削除 ※2	(4)			
						ア 建築基準法による容積率の割増し規定の削除 ※3	イ 建築基準法による建物高さの緩和規定の削除 ※3	ウ マン建法による容積率の割増し規定の削除 ※4	
64	千住大橋駅周辺地区地区計画条例 ※6	千住大橋駅周辺地区				●			●
65	江北三・四丁目地区地区計画条例	江北三・四丁目地区				●			●
66	千住旭町地区地区計画条例	千住旭町地区				●		●	●
67	花畑五丁目地区地区計画条例	花畑五丁目地区				●			●
68	竹ノ塚駅中央地区地区計画条例	竹ノ塚駅中央地区	●	●		●	●		●
69	竹の塚北地区地区計画条例	竹の塚北地区				●			●
70	江北七丁目地区地区計画条例	江北七丁目地区				●			●
71	興野周辺地区地区計画条例	興野周辺地区			● 削除	●		●	●
72	東保木間一丁目地区地区計画条例	東保木間一丁目地区				●			●
73	谷在家三丁目地区地区計画条例	谷在家三丁目地区				●			●

※1 長期優良住宅法第18条第1項の規定に基づき、構造及び設備について長期にわたり良好な状態で使用するための措置を講じた共同住宅で、公開空地が確保され、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、市街地環境の整備改善に資すると認めて区が許可した建築物は容積率の割増しが可能となる。

- ※2 建築基準法第59条の2第1項の規定に基づき、敷地内に歩行者が日常的に通行または利用できる公開空地が確保され、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、市街地環境の整備改善に資すると認めて区が許可した建築物は容積率の割増しが可能となる。
- ※3 建築基準法第52条第14項の規定に基づき、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて区が許可した建築物は容積率の割増しが可能となる。あわせて、建物高さの最高限度を緩和する。
- ※4 マン建法第105条第1項の規定に基づき、老朽化が進み維持修繕が困難な要除却認定マンションの建替えに伴い、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、市街地環境の整備改善に資すると認めて区が許可した建築物は容積率の割増しが可能となる。
- ※5 地区計画の変更に伴う新たな地区区分の設定（幹線道路沿道地区B）及び建築制限を規定する。
- ※6 地区計画と整合を図るため、条例付則に経過措置規定を追加する。

対象区域・変更内容

<六町地区の用途地域等指定図>



対象区域 (駅周辺地区、商業業務地区)
 総合設計制度の一般型に加えて、
 長期優良住宅型の活用が可能になります

色別	用途地域	記号	建蔽率 (%)	容積率 (%)	高度地区	防火地域・準防火地域
六町地区地区計画区域	第一種中高層住居専用地域	200-2	60	200	第2種	準防火
	第一種住居地域	200-2	60	200	第2種	準防火
	準住居地域	300-3	60	300	第3種	準防火
		300-防	60	300	指定なし	防火
	近隣商業地域	200-3	80	200	第3種	準防火
		300-3	80	300	第3種	準防火
		300-防	80	300	指定なし	防火
	商業地域	400	80	400	指定なし	防火
	準工業地域 (特別工業地区)	200-3	60	200	第3種	準防火
		300-3	60	300	第3種	準防火
工業地域	200-3	60	200	第3種	準防火	
	300-防	60	200	指定なし	防火	

4-2.5
 3-2
 5-3
 指定なし

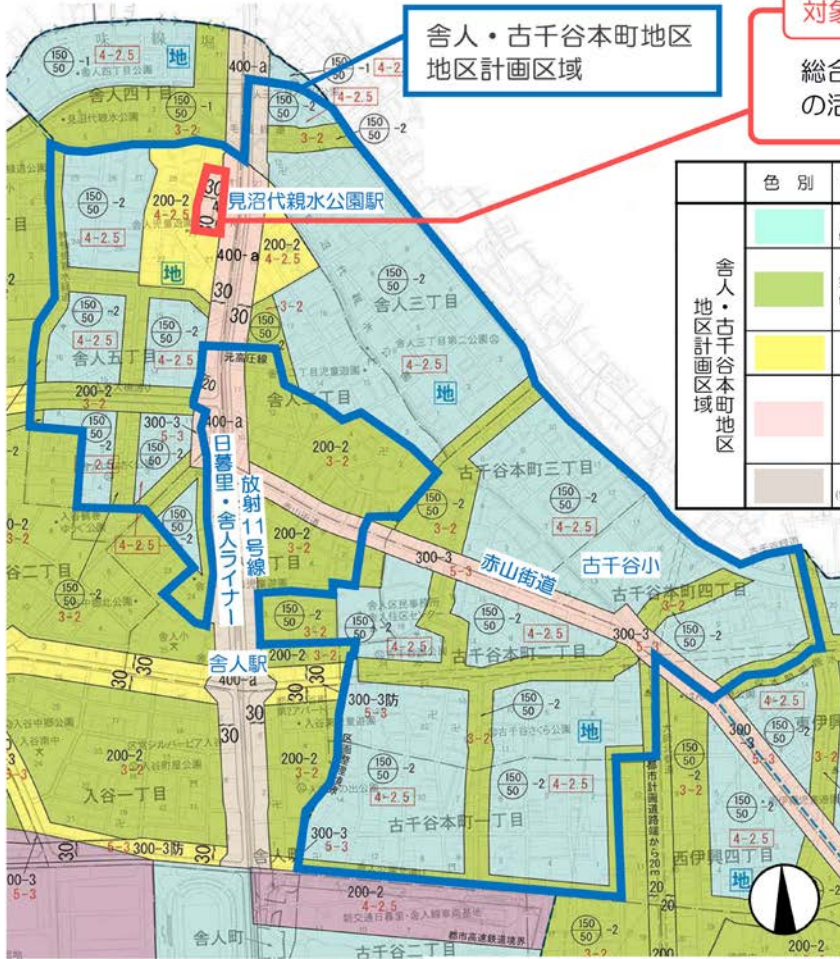
日影規制の指定内容を表す

この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 2,500 分の 1 の地形図を利用して作成したものである。(承認番号) 4 都市基交第 61 号 (承認番号) 4 都市基交第 26 号、令和 4 年 7 月 26 日 (承認番号) 4 都市基街第 154 号、令和 4 年 7 月 27 日

(出典：足立区都市計画図 I より引用)

対象区域・変更内容

< 舎人・古千谷本町地区の用途地域等指定図 >



舎人・古千谷本町地区
地区計画区域

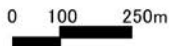
対象区域 (駅周辺地区②)
総合設計制度の一般型と長期優良住宅型の活用が可能になります

色別	用途地域	記号	建蔽率 (%)	容積率 (%)	高度地区	防火地域・準防火地域
舎人・古千谷本町地区 地区計画区域	第一種低層住居専用地域	150-50-2	50	150	第2種	準防火
	第一種中高層住居専用地域	150-50-2	50	150	第2種	準防火
	第一種住居地域	200-2	60	200	第2種	準防火
		200-2	60	200	第2種	準防火
	近隣商業地域	300-3	80	300	第2種	準防火
		400-a	80	400	最低限	防火
準工業地域 (特別工業地区)	400-a	80	400	最低限	防火	

4-2.5
4-2.5
3-2
5-3

日影規制の指定内容を表す

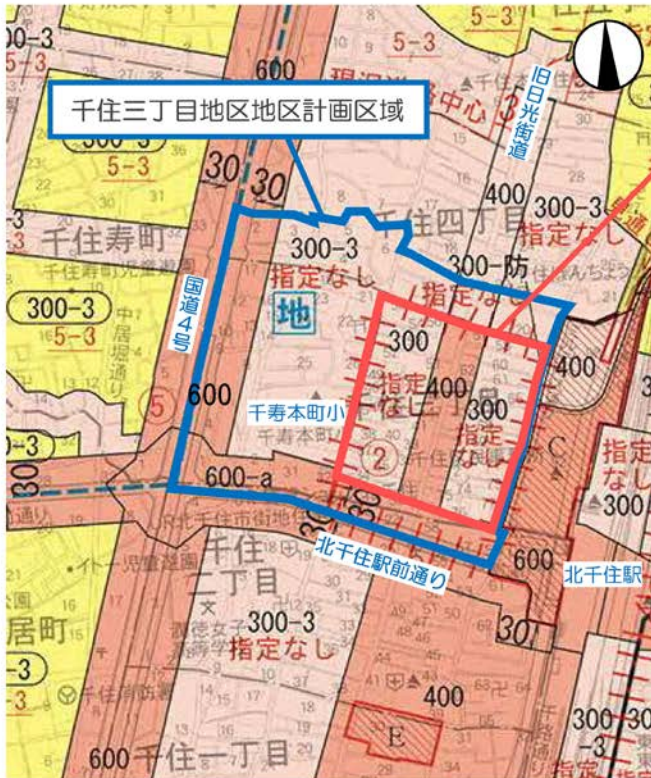
この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1の地形図を利用して作成したものである。
(承認番号) 4都市基交第61号
(承認番号) 4都市基交第26号、令和4年7月26日
(承認番号) 4都市基街都第154号、令和4年7月27日



(出典：足立区都市計画図Iより引用)

対象区域・変更内容

<千住三丁目地区の用途地域等指定図>



対象区域（商業・業務地区、駅前地区、近隣商業地区）

総合設計制度の一般型に加えて、
長期優良住宅型の活用が可能になります

	色別	用途地域	記号	建蔽率 (%)	容積率 (%)	高度地区	防火地域・準防火地域
千住三丁目地区地区計画区域	[Light Pink Box]	近隣商業地域	300-3	80	300	第3種	準防火
			300	80	300	指定なし	準防火
			300-防	80	300	指定なし	防火
[Red Box]	商業地域	400	80	400	指定なし	防火	
		600-a	80	600	最低限	防火	
		600	80	600	指定なし	防火	

指定なし 日影規制の指定内容を表す

[Red Grid Box] 新たな防火規制区域

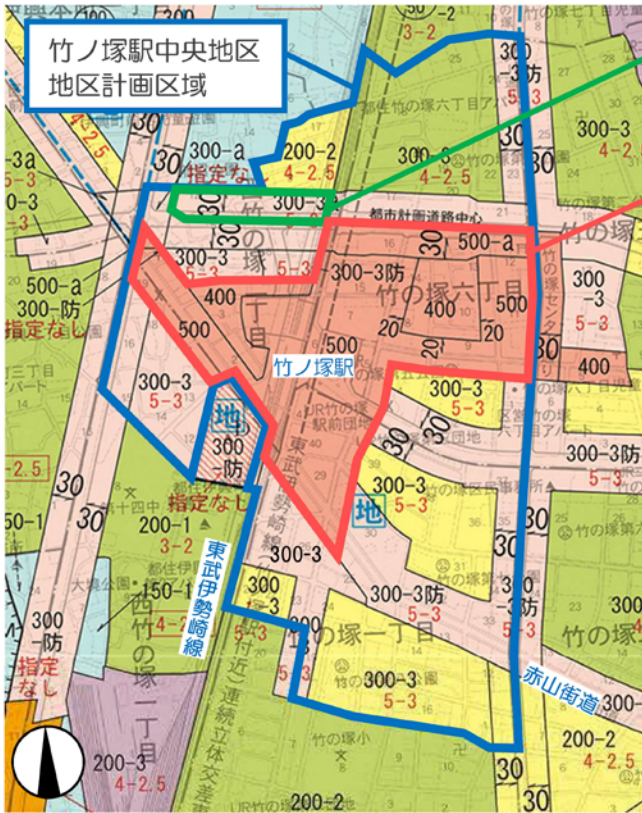
[Red Diagonal Lines Box] 高度利用地区

0 100 250m (出典：足立区都市計画図Ⅰより引用)

この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 2,500 分の 1 の地形図を利用して作成したものである。(承認番号) 4 都市基交著第 61 号 (承認番号) 4 都市基交都第 26 号、令和 4 年 7 月 26 日 (承認番号) 4 都市基街都第 154 号、令和 4 年 7 月 27 日

対象区域・変更内容

＜竹ノ塚駅中央地区の用途地域等指定図＞



対象区域B (沿道地区 B-1、B-2)

総合設計制度の一般型と長期優良住宅型の活用が可能になります

対象区域A (駅前中心地区)

総合設計制度の一般型、マン建型に加えて、長期優良住宅型の活用が可能になります

色別	用途地域	記号	建蔽率 (%)	容積率 (%)	高度地区	防火地域・準防火地域
竹ノ塚駅中央地区 地区計画区域	第一種中高層 住居専用地域	300-3	60	300	第3種	準防火
	第一種 住居地域	200-2	60	200	第2種	準防火
		300-3	60	300	第3種	準防火
	近隣商業 地域	300-3	80	300	第3種	準防火
		300-3防	80	300	第3種	防火
		300-3a	80	300	第3種	防火
	商業地域	300-防	80	300	指定なし	防火
		400	80	400	指定なし	防火
		500-a	80	500	最低限	防火
		500	80	500	指定なし	防火

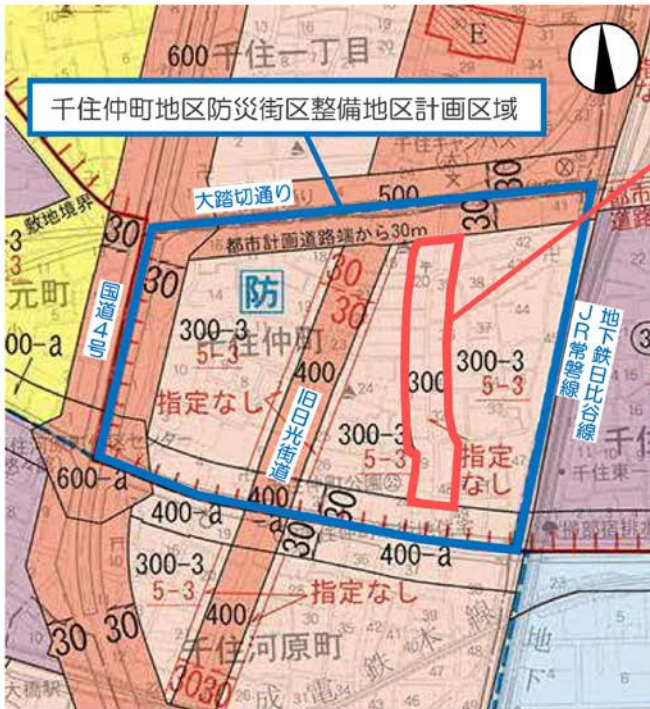
4-2.5
5-3

日影規制の指定内容を表す

この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1の地形図を利用して作成したものである。(承認番号)4都市基交著第61号(承認番号)4都市基交都第26号、令和4年7月26日(承認番号)4都市基街都第154号、令和4年7月27日

対象区域・変更内容

＜千住仲町地区の用途地域等指定図＞



対象区域 (ミリオン通り沿道地区)

総合設計制度の一般型に加えて、
長期優良住宅型の活用が可能になります

	色 別	用途地域	記 号	建蔽率 (%)	容積率 (%)	高度地区	防火地域・準防火地域
千住仲町地区防災街区整備地区計画区域	近隣商業地域		300-3	80	300	第3種	準防火
			300	80	300	指定なし	準防火
			400-a	80	400	最低限	防火
	商業地域		400	80	400	指定なし	防火
			400-a	80	400	最低限	防火
			600	80	600	指定なし	防火
	600-a	80	600	最低限	防火		

5-3
指定なし

日影規制の指定内容を表す



新たな防火規制区域

0 100 250m (出典：足立区都市計画図Ⅰより引用)

この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 2,500 分の 1 の地形図を利用して作成したものである。(承認番号) 4 都市基交第 61 号 (承認番号) 4 都市基交第 26 号、令和 4 年 7 月 26 日 (承認番号) 4 都市基街第 154 号、令和 4 年 7 月 27 日

対象区域・変更内容

< 神明南地区の地区区分図 >



地区区分を新たに設定

	幹線道路沿道地区 B
	地区計画区域
	補助第109号線

この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 2,500 分の 1 の地形図を利用して作成したものである。(承認番号) 3 都市基交著第 57 号 (承認番号) 3 都市基街都第 188 号、令和 3 年 9 月 14 日

建築物等に関するルール① (新たに追加)

	幹線道路沿道地区 B
ア 建築物等の用途の制限	ホテルまたは旅館は建築不可

建築物等に関するルール② (変更あり)

	幹線道路沿道地区 B
イ 容積率の最高限度	300% (一部地区では特定行政庁の認定がない場合、80%)
ウ 建蔽率の最高限度	60% (一部地区では接道条件を満たさない場合、40%)
エ 高さの最高限度	— (12mの高さ制限を廃止)

建築物等に関するルール③ (変更なし)

	幹線道路沿道地区 B
オ 敷地面積の最低限度	新たに分割する際の敷地面積は83㎡以上
カ 壁面の位置の制限	壁面の位置は道路境界から0.6m以上 角地では底辺2mの二等辺三角形部分は建築不可
キ 形態・色彩・意匠の制限	屋根や外壁等の色合いは落ち着いたもの 屋外広告物は美観、風致、災害時の安全性を考慮
ク 垣又は柵の構造の制限	垣又は柵は、生垣又はフェンス

建築物等に関するルール④ 地区計画全地区

住環境の保全のために、特定行政庁の許可による容積率の緩和を廃止する

改正前	改正後
<p>○足立区高野地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例 平成6年12月26日条例第55号</p>	<p>○足立区高野地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例 平成6年12月26日条例第55号</p>
<p>第1条 (省略)</p> <p>(適用区域)</p>	<p>第1条 (現行のとおり)</p> <p>(適用区域)</p>
<p>第2条 この条例の適用を受ける区域は、平成16年足立区告示第240号に定める<u>東京都市計画地区計画高野地区地区計画</u>（以下「地区計画」という。）の区域内とする。</p>	<p>第2条 この条例の規定は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定による都市計画の決定の告示があった<u>東京都市計画地区計画高野地区地区計画</u>（以下「地区計画」という。）の区域のうち、同法第12条の5第2項に規定する<u>地区整備計画が定められた区域</u>（以下「地区整備計画の区域」という。）に適用する。</p>
<p>(建築物の用途の制限)</p> <p>第3条 前条に規定する<u>地区計画の区域に係る地区整備計画</u>において区分された地区（以下「地区の細区分」という。）内においては、別表の地区の細区分に応じ、それぞれ同表ア欄に掲げる用途に供する建築物を建築してはならない。</p> <p>(建築物の容積率の最高限度)</p>	<p>(建築物の用途の制限)</p> <p>第3条 前条に規定する<u>地区整備計画の区域</u>において区分された地区（以下「地区の細区分」という。）内においては、別表の地区の細区分に応じ、それぞれ同表ア欄に掲げる用途に供する建築物を建築してはならない。</p> <p>(建築物の容積率の最高限度)</p>
<p>第4条</p> <p>1～4 (省略)</p> <p>5 第1項に規定する延べ面積には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第3項の規定による計画の認定を受けた計画（同法第18条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に係る建築物（以下「認定特定建築物」という。）の建築物特定施設（同法第2条第18号に規定する建築物特定施設をいう。以下同じ。）の床面積のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化</p>	<p>第4条</p> <p>1～4 (現行のとおり)</p> <p>5 第1項に規定する延べ面積には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第3項の規定による計画の認定を受けた計画（同法第18条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に係る建築物（以下「認定特定建築物」という。）の建築物特定施設（同法第2条第20号に規定する建築物特定施設をいう。以下同じ。）の床面積のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化</p>

改正前	改正後
<p>の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第26条の規定により、認定特定建築物の延べ面積の10分の1を限度として、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるものは、算入しない。</p>	<p>の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第26条の規定により、認定特定建築物の延べ面積の10分の1を限度として、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるものは、算入しない。</p>
<p>6 法第52条第14項の規定により特定行政庁が許可した建築物の容積率は、</p>	<p>6 (削除)</p>
<p><u>第1項の規定にかかわらず、その許可の範囲内において、同項の規定による限度を超えるものとする</u>ことができる。</p>	
<p>第5条 (省略) (建築物の敷地面積の最低限度)</p>	<p>第5条 (現行のとおり) (建築物の敷地面積の最低限度)</p>
<p>第6条 建築物の敷地面積は、83.0平方メートル以上でなければならない。ただし、足立区細街路整備条例（平成24年足立区条例第61号）に基づき指定された路線の拡幅若しくは築造により敷地面積が83.0平方メートル未満となる場合<u>土地区画整理事業</u>における換地面積が83.0平方メートル未満の場合又は区長が良好な居住環境を害するおそれがないと認めて許可した場合は、この限りでない。</p>	<p>第6条 建築物の敷地面積は、83.0平方メートル以上でなければならない。ただし、足立区細街路整備条例（平成24年足立区条例第61号）に基づき指定された路線の拡幅若しくは築造により敷地面積が83.0平方メートル未満となる場合、<u>土地区画整理事業</u>における換地面積が83.0平方メートル未満の場合又は区長が良好な居住環境を害するおそれがないと認めて許可した場合は、この限りでない。</p>
<p>2 (省略)</p>	<p>2 (現行のとおり)</p>
<p>3 (省略)</p>	<p>3 (現行のとおり)</p>
<p>(1) 土地収用法（昭和26年法律第219号）第3条各号に掲げるものに関する事業若しくは都市計画法<u>（昭和43年法律第100号）</u>の規定により土地を収用し、若しくは使用することができる都市計画事業又はこれらの事業に係る土地収用法第16条に規定する関連事業</p>	<p>(1) 土地収用法（昭和26年法律第219号）第3条各号に掲げるものに関する事業若しくは都市計画法の規定により土地を収用し、若しくは使用することができる都市計画事業又はこれらの事業に係る土地収用法第16条に規定する関連事業</p>
<p>(2)～(5) (省略)</p>	<p>(2)～(5) (現行のとおり)</p>
<p>4 (省略)</p>	<p>4 (現行のとおり)</p>
<p>第7条～第15条 (省略)</p>	<p>第7条～第15条 (現行のとおり)</p>
	<p><u>付 則（令和〇年〇月〇日条例第〇号）</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>

第52号議案

足立区花畑北部地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表 (案)

改正前	改正後
<p>○足立区花畑北部地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成8年12月24日条例第46号</p>	<p>○足立区花畑北部地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成8年12月24日条例第46号</p>
<p>第1条～第3条 (省略)</p>	<p>第1条～第3条 (現行のとおり)</p>
<p>(建築物の容積率の最高限度)</p>	<p>(建築物の容積率の最高限度)</p>
<p>第4条</p> <p>1～4 (省略)</p>	<p>第4条</p> <p>1～4 (現行のとおり)</p>
<p>5 第1項に規定する延べ面積には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第3項の規定による計画の認定を受けた計画（同法第18条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に係る建築物（以下「認定特定建築物」という。）の建築物特定施設（同法第2条第18号に規定する建築物特定施設をいう。以下同じ。）の床面積のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第26条の規定により、認定特定建築物の延べ面積の10分の1を限度として、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるものは、算入しない。</p>	<p>5 第1項に規定する延べ面積には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第3項の規定による計画の認定を受けた計画（同法第18条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に係る建築物（以下「認定特定建築物」という。）の建築物特定施設（同法第2条第20号に規定する建築物特定施設をいう。以下同じ。）の床面積のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第26条の規定により、認定特定建築物の延べ面積の10分の1を限度として、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるものは、算入しない。</p>
<p>6 法第52条第14項の規定により特定行政庁が許可した建築物の容積率は、<u>第1項の規定にかかわらず、その許可の範囲内において、同項の規定による限度を超えるものとする</u>ことができる。</p>	<p>6 (削除)</p>
<p>第5条～第14条 (省略)</p>	<p>第5条～第14条 (現行のとおり)</p>
	<p style="text-align: center;"><u>付 則 (令和〇年〇月〇日条例第〇号)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>

第53号議案

足立区島根四丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表 (案)

改正前	改正後
<p>○足立区島根四丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例 平成11年7月14日条例第30号</p>	<p>○足立区島根四丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例 平成11年7月14日条例第30号</p>
<p>第1条 (省略) (適用区域)</p>	<p>第1条 (現行のとおり) (適用区域)</p>
<p>第2条 この条例の適用を受ける区域は、平成16年足立区告示第239号に定める<u>東京都市計画地区計画島根四丁目地区地区計画（以下「地区計画」という。）の区域内とする。</u></p>	<p>第2条 この条例の規定は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定による都市計画の決定の告示があった<u>東京都市計画地区計画島根四丁目地区地区計画（以下「地区計画」という。）の区域のうち、同法第12条の5第2項に規定する地区整備計画が定められた区域（以下「地区整備計画の区域」という。）に適用する。</u></p>
<p>(建築物の用途の制限) 第3条 前条に規定する<u>地区計画の区域に係る地区整備計画</u>において区分された地区（以下「地区の区分」という。）内においては、別表の地区の区分に応じ、それぞれ同表ア欄に掲げる用途に供する建築物を建築してはならない。</p>	<p>(建築物の用途の制限) 第3条 前条に規定する<u>地区整備計画の区域</u>において区分された地区（以下「地区の区分」という。）内においては、別表の地区の区分に応じ、それぞれ同表ア欄に掲げる用途に供する建築物を建築してはならない。</p>
<p>(建築物の容積率の最高限度) 第4条 1～4 (省略) 5 第1項に規定する延べ面積には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第3項の規定による計画の認定を受けた計画（同法第18条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に係る建築物（以下「認定特定建築物」という。）の建築物特定施設（同法<u>第2条第18号</u>に規定する建築物特定施設を</p>	<p>(建築物の容積率の最高限度) 第4条 1～4 (現行のとおり) 5 第1項に規定する延べ面積には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第3項の規定による計画の認定を受けた計画（同法第18条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に係る建築物（以下「認定特定建築物」という。）の建築物特定施設（同法<u>第2条第20号</u>に規定する建築物特定施設を</p>

改正前	改正後
<p>いう。以下同じ。)の床面積のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号)第26条の規定により、認定特定建築物の延べ面積の10分の1を限度として、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるものは、算入しない。</p>	<p>いう。以下同じ。)の床面積のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号)第26条の規定により、認定特定建築物の延べ面積の10分の1を限度として、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるものは、算入しない。</p>
<p>6 法第52条第14項の規定により特定行政庁が許可した建築物の容積率は、</p>	<p>6 (削除)</p>
<p><u>第1項の規定にかかわらず、その許可の範囲内において、同項の規定による限度を超えるものとする</u>ことができる。</p>	
<p>(建築物の敷地面積の最低限度)</p>	<p>(建築物の敷地面積の最低限度)</p>
<p>第5条</p>	<p>第5条</p>
<p>1～2 (省略)</p>	<p>1～2 (現行のとおり)</p>
<p>3 省略</p>	<p>3 (現行のとおり)</p>
<p>(1) 土地収用法(昭和26年法律第219号)第3条各号に掲げるものに関する事業若しくは都市計画法(昭和43年法律第100号)の規定により土地を収用し、若しくは使用することができる都市計画事業又はこれらの事業に係る土地収用法第16条に規定する関連事業</p>	<p>(1) 土地収用法(昭和26年法律第219号)第3条各号に掲げるものに関する事業若しくは都市計画法の規定により土地を収用し、若しくは使用することができる都市計画事業又はこれらの事業に係る土地収用法第16条に規定する関連事業</p>
<p>(2)～(5) (省略)</p>	<p>(2)～(5) (現行のとおり)</p>
<p>4 省略</p>	<p>4 (現行のとおり)</p>
<p>第6条～第14条 (省略)</p>	<p>第6条～第14条 (現行のとおり)</p>
	<p><u>付 則 (令和〇年〇月〇日条例第〇号)</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>

第54号議案

足立区新田地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表（案）

改正前	改正後
<p>○足立区新田地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例 平成13年3月30日条例第27号</p>	<p>○足立区新田地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例 平成13年3月30日条例第27号</p>
<p>第1条 （省略）</p>	<p>第1条 （現行のとおり）</p>
<p>（適用区域）</p>	<p>（適用区域）</p>
<p>第2条 この条例の適用を受ける区域は、平成20年足立区告示第579号に定める東京都市計画地区計画新田地区地区計画（以下「地区計画」という。）の区域のうち地区整備計画が定められた区域（以下「地区整備計画の区域」という。）内とする。</p>	<p>第2条 この条例の規定は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定による都市計画の決定の告示があった東京都市計画地区計画新田地区地区計画（以下「地区計画」という。）の区域のうち、同法第12条の5第2項に規定する地区整備計画が定められた区域（以下「地区整備計画の区域」という。）に適用する。</p>
<p>（建築物の用途の制限）</p>	<p>（建築物の用途の制限）</p>
<p>第3条 前条に規定する地区計画の区域に係る地区整備計画において区分された地区（以下「地区の区分」という。）のうち、既成住宅地区A、既成住宅地区B及び既成住宅地区C以外の地区においては別表の地区の区分に応じ、それぞれ同表ア欄に掲げる用途に供する建築物以外の建築物を、既成住宅地区A、既成住宅地区B及び既成住宅地区Cにおいては別表の地区の区分に応じ、それぞれ同表ア欄に掲げる用途に供する建築物を建築してはならない。</p>	<p>第3条 前条に規定する地区整備計画の区域において区分された地区（以下「地区の区分」という。）のうち、既成住宅地区A、既成住宅地区B及び既成住宅地区C以外の地区においては別表の地区の区分に応じ、それぞれ同表ア欄に掲げる用途に供する建築物以外の建築物を、既成住宅地区A、既成住宅地区B及び既成住宅地区Cにおいては別表の地区の区分に応じ、それぞれ同表ア欄に掲げる用途に供する建築物を建築してはならない。</p>
<p>（建築物の容積率の最高限度）</p>	<p>（建築物の容積率の最高限度）</p>
<p>第4条 1～4 （省略）</p>	<p>第4条 1～4 （現行のとおり）</p>
<p>5 第1項に規定する延べ面積には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第3項の規定による計画の認定を受けた計画（同法第18条第1項の規定による変更の認定があった</p>	<p>5 第1項に規定する延べ面積には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第3項の規定による計画の認定を受けた計画（同法第18条第1項の規定による変更の認定があった</p>

改正前	改正後
<p>ときは、その変更後のもの)に係る建築物(以下「認定特定建築物」という。)の建築物特定施設(同法第2条第18号に規定する建築物特定施設をいう。以下同じ。)の床面積のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号)第26条の規定により、認定特定建築物の延べ面積の10分の1を限度として、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるものは、算入しない。</p> <p>6 法第52条第14項の規定により特定行政庁が許可した建築物の容積率は、</p>	<p>ときは、その変更後のもの)に係る建築物(以下「認定特定建築物」という。)の建築物特定施設(同法第2条第20号に規定する建築物特定施設をいう。以下同じ。)の床面積のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号)第26条の規定により、認定特定建築物の延べ面積の10分の1を限度として、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるものは、算入しない。</p> <p>6 (削除)</p>
<p><u>第1項の規定にかかわらず、その許可の範囲内において、同項の規定による限度を超えるものとする</u>ことができる。</p> <p>(建築物の敷地面積の最低限度)</p> <p>第4条の2</p> <p>1～2 (省略)</p> <p>3 省略</p> <p>(1) 土地収用法(昭和26年法律第219号)第3条各号に掲げるものに関する事業若しくは都市計画法(昭和43年法律第100号)の規定により土地を収用し、若しくは使用することができる都市計画事業又はこれらの事業に係る土地収用法第16条に規定する関連事業</p> <p>(2)～(5) (省略)</p> <p>4 省略</p> <p>第5条～第13条 (省略)</p>	<p>(建築物の敷地面積の最低限度)</p> <p>第4条の2</p> <p>1～2 (現行のとおり)</p> <p>3 (現行のとおり)</p> <p>(1) 土地収用法(昭和26年法律第219号)第3条各号に掲げるものに関する事業若しくは都市計画法の規定により土地を収用し、若しくは使用することができる都市計画事業又はこれらの事業に係る土地収用法第16条に規定する関連事業</p> <p>(2)～(5) (現行のとおり)</p> <p>4 (現行のとおり)</p> <p>第5条～第13条 (現行のとおり)</p> <p><u>付 則(令和〇年〇月〇日条例第〇号)</u></p> <p><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>

改正前	改正後
<p>○足立区六町地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例 平成14年6月28日条例第32号</p>	<p>○足立区六町地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例 平成14年6月28日条例第32号</p>
<p>第1条 （省略）</p> <p>（適用区域）</p>	<p>第1条 （現行のとおり）</p> <p>（適用区域）</p>
<p>第2条 この条例の適用を受ける区域は、平成17年足立区告示第166号に定める東京都市計画地区計画六町地区地区計画（以下「地区計画」という。）の区域のうち地区整備計画が定められた区域（以下「地区整備計画の区域」という。）内とする。</p> <p>（建築物の用途の制限）</p>	<p>第2条 この条例の規定は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定による都市計画の決定の告示があった東京都市計画地区計画六町地区地区計画（以下「地区計画」という。）の区域のうち、同法第12条の5第2項に規定する地区整備計画が定められた区域（以下「地区整備計画の区域」という。）に適用する。</p>
<p>第3条 前条に規定する地区計画の区域に係る地区整備計画において区分された地区（以下「地区の区分」という。）内においては、別表の地区の区分に応じ、それぞれ同表ア欄に掲げる用途に供する建築物を建築してはならない。</p> <p>（建築物の容積率の最高限度）</p>	<p>第3条 前条に規定する地区整備計画の区域において区分された地区（以下「地区の区分」という。）内においては、別表の地区の区分に応じ、それぞれ同表ア欄に掲げる用途に供する建築物を建築してはならない。</p> <p>（建築物の容積率の最高限度）</p>
<p>第4条 1～4 （省略）</p> <p>5 第1項に規定する延べ面積には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第3項の規定による計画の認定を受けた計画（同法第18条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に係る建築物（以下「認定特定建築物」という。）の建築物特定施設（同法第2条第18号に規定する建築物特定施設をいう。以下同じ。）の床面積のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化</p>	<p>第4条 1～4 （現行のとおり）</p> <p>5 第1項に規定する延べ面積には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第3項の規定による計画の認定を受けた計画（同法第18条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に係る建築物（以下「認定特定建築物」という。）の建築物特定施設（同法第2条第20号に規定する建築物特定施設をいう。以下同じ。）の床面積のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化</p>

改正前	改正後
<p>の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第26条の規定により、認定特定建築物の延べ面積の10分の1を限度として、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるものは、算入しない。</p>	<p>の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第26条の規定により、認定特定建築物の延べ面積の10分の1を限度として、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるものは、算入しない。</p>
<p>6 法第52条第14項の規定により特定行政庁が許可した建築物の容積率は、</p>	<p>6 (削除)</p>
<p><u>第1項の規定にかかわらず、その許可の範囲内において、同項の規定による限度を超えるものとする</u>ことができる。</p>	
<p>7 法第59条の2第1項及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）<u>第105条第1項</u>の規定により特定行政庁が許可した建築物の容積率は、その許可の範囲内において、第1項の規定による限度を超えるものとすることができる。</p>	<p>6 法第59条の2第1項の規定により特定行政庁が許可した建築物及び長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）<u>第18条第1項</u>の規定により特定行政庁が許可した建築物（<u>地区の区分のうち駅周辺地区及び商業業務地区の区域内の建築物に限る。</u>）の容積率は、その許可の範囲内において、第1項の規定による限度を超えるものとすることができる。</p>
<p>第5条 (省略) (建築物の敷地面積の最低限度)</p>	<p>第5条 (現行のとおり) (建築物の敷地面積の最低限度)</p>
<p>第6条</p>	<p>第6条</p>
<p>1～2 (省略)</p>	<p>1～2 (現行のとおり)</p>
<p>3 省略</p>	<p>3 (現行のとおり)</p>
<p>(1) 土地収用法（昭和26年法律第219号）第3条各号に掲げるものに関する事業若しくは都市計画法（<u>昭和43年法律第100号</u>）の規定により土地を収用し、若しくは使用することができる都市計画事業又はこれらの事業に係る土地収用法第16条に規定する関連事業</p>	<p>(1) 土地収用法（昭和26年法律第219号）第3条各号に掲げるものに関する事業若しくは都市計画法の規定により土地を収用し、若しくは使用することができる都市計画事業又はこれらの事業に係る土地収用法第16条に規定する関連事業</p>
<p>(2)～(5) (省略)</p>	<p>(2)～(5) (現行のとおり)</p>
<p>4 省略</p>	<p>4 (現行のとおり)</p>
<p>第7条～第15条 (省略)</p>	<p>第7条～第15条 (現行のとおり) <u>付 則 (令和〇年〇月〇日条例第〇号)</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>

改正前	改正後
<p>○足立区佐野六木地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成14年6月28日条例第33号</p>	<p>○足立区佐野六木地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成14年6月28日条例第33号</p>
<p>第1条～第3条 (省略)</p>	<p>第1条～第3条 (現行のとおり)</p>
<p>(建築物の容積率の最高限度)</p>	<p>(建築物の容積率の最高限度)</p>
<p>第4条</p> <p>1～4 (省略)</p>	<p>第4条</p> <p>1～4 (現状のとおり)</p>
<p>5 第1項に規定する延べ面積には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第3項の規定による計画の認定を受けた計画（同法第18条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に係る建築物（以下「認定特定建築物」という。）の建築物特定施設（同法第2条第18号に規定する建築物特定施設をいう。以下同じ。）の床面積のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第26条の規定により、認定特定建築物の延べ面積の10分の1を限度として、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるものは、算入しない。</p>	<p>5 第1項に規定する延べ面積には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第3項の規定による計画の認定を受けた計画（同法第18条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に係る建築物（以下「認定特定建築物」という。）の建築物特定施設（同法第2条第20号に規定する建築物特定施設をいう。以下同じ。）の床面積のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第26条の規定により、認定特定建築物の延べ面積の10分の1を限度として、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるものは、算入しない。</p>
<p>6 法第52条第14項の規定により特定行政庁が許可した建築物の容積率は、<u>第1項の規定にかかわらず、その許可の範囲内において、同項の規定による限度を超えるものとする</u>ことができる。</p>	<p>6 (削除)</p>
<p>第5条～第15条 (省略)</p>	<p>第5条～第15条 (現状のとおり)</p>
	<p style="text-align: center;"><u>付 則 (令和〇年〇月〇日条例第〇号)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>

第57号議案

足立区上沼田南地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表 (案)

改正前	改正後
<p>○足立区上沼田南地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例 平成15年6月30日条例第26号</p>	<p>○足立区上沼田南地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例 平成15年6月30日条例第26号</p>
<p>第1条 (省略) (適用区域)</p>	<p>第1条 (現行のとおり) (適用区域)</p>
<p>第2条 この条例の適用を受ける区域は、平成17年足立区告示第163号に定める東京都市計画地区計画上沼田南地区地区計画(以下「地区計画」という。)の区域のうち地区整備計画が定められた区域(以下「地区整備計画の区域」という。)内とする。</p>	<p>第2条 この条例の規定は、都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第1項の規定による都市計画の決定の告示があった東京都市計画地区計画上沼田南地区地区計画(以下「地区計画」という。)の区域のうち、同法第12条の5第2項に規定する地区整備計画が定められた区域(以下「地区整備計画の区域」という。)に適用する。</p>
<p>(建築物の用途の制限) 第3条 前条に規定する地区計画の区域に係る地区整備計画において区分された地区(以下「地区の区分」という。)内においては、別表の地区の区分に応じ、それぞれ同表ア欄に掲げる用途に供する建築物を建築してはならない。</p>	<p>(建築物の用途の制限) 第3条 前条に規定する地区整備計画の区域において区分された地区(以下「地区の区分」という。)内においては、別表の地区の区分に応じ、それぞれ同表ア欄に掲げる用途に供する建築物を建築してはならない。</p>
<p>(建築物の容積率の最高限度) 第4条 1～4 (省略) 5 第1項に規定する延べ面積には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第17条第3項の規定による計画の認定を受けた計画(同法第18条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの)に係る建築物(以下「認定特定建築物」という。)の建築物特定施設(同法第2条第18号に規定する建築物特定施設を</p>	<p>(建築物の容積率の最高限度) 第4条 1～4 (現行のとおり) 5 第1項に規定する延べ面積には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第17条第3項の規定による計画の認定を受けた計画(同法第18条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの)に係る建築物(以下「認定特定建築物」という。)の建築物特定施設(同法第2条第20号に規定する建築物特定施設を</p>

改正前	改正後
<p>いう。以下同じ。)の床面積のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号)第26条の規定により、認定特定建築物の延べ面積の10分の1を限度として、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるものは、算入しない。</p>	<p>いう。以下同じ。)の床面積のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号)第26条の規定により、認定特定建築物の延べ面積の10分の1を限度として、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるものは、算入しない。</p>
<p>6 法第52条第14項の規定により特定行政庁が許可した建築物の容積率は、</p>	<p>6 (削除)</p>
<p><u>第1項の規定にかかわらず、その許可の範囲内において、同項の規定による限度を超えるものとする</u>ことができる。</p>	
<p>第5条 (省略)</p>	<p>第5条 (現行のとおり)</p>
<p>(建築物の敷地面積の最低限度)</p>	<p>(建築物の敷地面積の最低限度)</p>
<p>第6条</p>	<p>第6条</p>
<p>1～2 (省略)</p>	<p>1～2 (現行のとおり)</p>
<p>3 省略</p>	<p>3 (現行のとおり)</p>
<p>(1) 土地収用法(昭和26年法律第219号)第3条各号に掲げるものに関する事業若しくは都市計画法(昭和43年法律第100号)の規定により土地を収用し、若しくは使用することができる都市計画事業又はこれらの事業に係る土地収用法第16条に規定する関連事業</p>	<p>(1) 土地収用法(昭和26年法律第219号)第3条各号に掲げるものに関する事業若しくは都市計画法の規定により土地を収用し、若しくは使用することができる都市計画事業又はこれらの事業に係る土地収用法第16条に規定する関連事業</p>
<p>(2)～(5) (省略)</p>	<p>(2)～(5) (現行のとおり)</p>
<p>4 省略</p>	<p>4 (現行のとおり)</p>
<p>第7条～第15条 (省略)</p>	<p>第7条～第15条 (現行のとおり)</p>
	<p><u>付 則(令和〇年〇月〇日条例第〇号)</u></p>
	<p><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>

第58号議案

足立区土地区画整理事業を施行すべき区域に係る地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表（案）

改正前	改正後
<p>○足立区土地区画整理事業を施行すべき区域に係る地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例 平成16年10月25日条例第38号</p>	<p>○足立区土地区画整理事業を施行すべき区域に係る地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例 平成16年10月25日条例第38号</p>
<p>第1条 （省略） （適用区域）</p>	<p>第1条 （現行のとおり） （適用区域）</p>
<p>第2条 この条例の適用を受ける区域は、別表第1に掲げる地区整備計画が定められた区域（以下「地区整備計画の区域」という。）内とする。</p>	<p>第2条 この条例の規定は、都市計画法第20条第1項の規定による都市計画の決定の告示があった別表第1に掲げる地区計画の区域のうち、同法第12条の5第2項に規定する地区整備計画が定められた区域（以下「地区整備計画の区域」という。）に適用する。</p>
<p>第3条 （省略） （建築物の容積率の最高限度）</p>	<p>第3条 （現行のとおり） （建築物の容積率の最高限度）</p>
<p>第4条 1～4 （省略） 5 第1項に規定する延べ面積には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第3項の規定による計画の認定を受けた計画（同法第18条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に係る建築物（以下「認定特定建築物」という。）の建築物特定施設（同法第2条第18号に規定する建築物特定施設をいう。以下同じ。）の床面積のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第26条の規定により、</p>	<p>第4条 1～4 （現行のとおり） 5 第1項に規定する延べ面積には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第3項の規定による計画の認定を受けた計画（同法第18条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に係る建築物（以下「認定特定建築物」という。）の建築物特定施設（同法第2条第20号に規定する建築物特定施設をいう。以下同じ。）の床面積のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第26条の規定により、</p>

改正前	改正後												
<p>認定特定建築物の延べ面積の10分の1を限度として、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるものは、算入しない。</p> <p>6 法第52条第14項の規定により特定行政庁が許可した建築物の容積率は、</p>	<p>認定特定建築物の延べ面積の10分の1を限度として、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるものは、算入しない。</p> <p>6 (削除)</p>												
<p>第1項の規定にかかわらず、その許可の範囲内において、同項の規定による限度を超えるものとするができる。</p>													
<p>7 法第59条の2第1項及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律(平成14年法律第78号)第105条第1項の規定により特定行政庁が許可した建築物の容積率は、その許可の範囲内において、第1項の規定による限度を超えるものとするができる。</p>	<p>6 法第59条の2第1項又は長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第18条第1項の規定により特定行政庁が許可した建築物(足立北部地域舎人・古千谷本町地区地区整備計画の地区の区分のうち駅周辺地区②の区域内の建築物に限る。)の容積率は、その許可の範囲内において、第1項の規定による限度を超えるものとするができる。</p>												
<p>第5条～第16条 (省略)</p>	<p>第5条～第16条 (現行のとおり)</p> <p style="text-align: center;">付 則 (令和〇年〇月〇日条例第〇号) この条例は、公布の日から施行する。</p>												
<p>別表第1 (第2条関係)</p> <table border="1" data-bbox="174 973 1064 1473"> <thead> <tr> <th data-bbox="174 973 465 1069">地区整備計画の区域の 名称</th> <th data-bbox="465 973 1064 1069">区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="174 1069 465 1252">足立北部地域舎人・古千谷本町地区地区整備計画区域</td> <td data-bbox="465 1069 1064 1252">東京都市計画地区計画足立北部地域舎人・古千谷本町地区地区整備計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域(平成16年6月24日足立区告示第225号)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="174 1252 465 1428">足立北部地域西伊興地区地区整備計画区域</td> <td data-bbox="465 1252 1064 1428">東京都市計画地区計画足立北部地域西伊興地区地区整備計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域(平成16年6月24日足立区告示第226号)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="174 1428 465 1473">足立北部地域東伊興地</td> <td data-bbox="465 1428 1064 1473">東京都市計画地区計画足立北部地域東伊興地</td> </tr> </tbody> </table>	地区整備計画の区域の 名称	区域	足立北部地域舎人・古千谷本町地区地区整備計画区域	東京都市計画地区計画足立北部地域舎人・古千谷本町地区地区整備計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域(平成16年6月24日足立区告示第225号)	足立北部地域西伊興地区地区整備計画区域	東京都市計画地区計画足立北部地域西伊興地区地区整備計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域(平成16年6月24日足立区告示第226号)	足立北部地域東伊興地	東京都市計画地区計画足立北部地域東伊興地	<p>別表第1 (第2条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1176 973 2065 1473"> <thead> <tr> <th data-bbox="1176 973 2065 1069">地区計画の名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1176 1069 2065 1252">足立北部地域舎人・古千谷本町地区地区計画</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1176 1252 2065 1428">足立北部地域西伊興地区地区計画</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1176 1428 2065 1473">足立北部地域東伊興地区地区計画</td> </tr> </tbody> </table>	地区計画の名称	足立北部地域舎人・古千谷本町地区地区計画	足立北部地域西伊興地区地区計画	足立北部地域東伊興地区地区計画
地区整備計画の区域の 名称	区域												
足立北部地域舎人・古千谷本町地区地区整備計画区域	東京都市計画地区計画足立北部地域舎人・古千谷本町地区地区整備計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域(平成16年6月24日足立区告示第225号)												
足立北部地域西伊興地区地区整備計画区域	東京都市計画地区計画足立北部地域西伊興地区地区整備計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域(平成16年6月24日足立区告示第226号)												
足立北部地域東伊興地	東京都市計画地区計画足立北部地域東伊興地												
地区計画の名称													
足立北部地域舎人・古千谷本町地区地区計画													
足立北部地域西伊興地区地区計画													
足立北部地域東伊興地区地区計画													

改正前		改正後	
<u>区地区整備計画区域</u>	<u>区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域（平成29年11月30日足立区告示第492号）</u>		
<u>足立東部地域平野・東六月町地区地区整備計画区域</u>	<u>東京都市計画地区計画足立東部地域平野・東六月町地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域（平成25年9月30日足立区告示第430号）</u>	<u>足立東部地域平野・東六月町地区地区計画</u>	
<u>足立東部地域神明南地区地区整備計画区域</u>	<u>東京都市計画地区計画足立東部地域神明南地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域（平成16年6月24日足立区告示第229号）</u>	<u>足立東部地域神明南地区地区計画</u>	
<u>足立東部地域神明地区地区整備計画区域</u>	<u>東京都市計画地区計画足立東部地域神明地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域（平成16年6月24日足立区告示第230号）</u>	<u>足立東部地域神明地区地区計画</u>	
<u>足立東部地域神明西地区地区整備計画区域</u>	<u>東京都市計画地区計画足立東部地域神明西地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域（平成16年6月24日足立区告示第231号）</u>	<u>足立東部地域神明西地区地区計画</u>	
<u>足立東部地域南花畑一・三・四丁目地区地区整備計画区域</u>	<u>東京都市計画地区計画足立東部地域南花畑一・三・四丁目地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域（平成16年6月24日足立区告示第232号）</u>	<u>足立東部地域南花畑一・三・四丁目地区地区計画</u>	
<u>足立東部地域花畑七・八丁目地区地区整備計画区域</u>	<u>東京都市計画地区計画足立東部地域花畑七・八丁目地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域（平成16年6月24日足立区告示第233号）</u>	<u>足立東部地域花畑七・八丁目地区地区計画</u>	

別表第2（第3条—第5条、第8条関係）

別表第2（第3条—第5条、第8条関係）

改正前							改正後						
地区整備 計画の区 域の名称	地区の区分	建築物の 用途の制 限	イ		ウ	エ	地区整備 計画の区 域の名称	地区の区分	建築物の 用途の制 限	イ		ウ	エ
			建築物の容積率の 最高限度							建築物の容積率の 最高限度			
			1	2						1	2		
			公共施設 の整備の 状況に応 じた容積 率の最高 限度（暫 定容積 率）	当該地区 整備計画 の区域の 特性に応 じた容積 率の最高 限度（目 標容積 率）					公共施設 の整備の 状況に応 じた容積 率の最高 限度（暫 定容積 率）	当該地区 整備計画 の区域の 特性に応 じた容積 率の最高 限度（目 標容積 率）			
足立北部 地域舎 人・古千 谷本町地 区地区整 備計画区 域	住宅地区①		10分の8	10分の15	10分の4		住宅地区①		10分の8	10分の15	10分の4		
	住宅地区②						住宅地区②						
	住宅地区③						住宅地区③						
	沿道地区①		10分の8	10分の15	10分の4	12m	沿道地区①		10分の8	10分の15	10分の4	12m	
	沿道地区②						沿道地区②						
	幹線道路沿 道地区						幹線道路沿 道地区						
	駅周辺地区 ①	風俗営業 等の規制					駅周辺地区 ①	風俗営業 等の規制					
	駅周辺地区 ②	及び業務 の適正化 等に関する法律 （昭和23 年法律第	10分の8	10分の40	10分の4		駅周辺地区 ②	及び業務 の適正化 等に関する法律 （昭和23 年法律第	10分の8	10分の40	10分の4		

改正前							改正後							
		122号) 第2条第1項第2号、第3号及び第5号に規定する風俗営業を営む建築物							122号) 第2条第1項第2号、第3号及び第5号に規定する風俗営業を営む建築物					
	駅周辺地区③			10分の20				駅周辺地区③		10分の20				
足立北部地域西伊興地区地区整備計画区域	住宅地区①		10分の8	10分の15	10分の4		住宅地区①		10分の8	10分の15	10分の4			
	住宅地区②						住宅地区②							
	沿道地区①		10分の8	10分の15	10分の4	12m	沿道地区①		10分の8	10分の15	10分の4	12m		
	沿道地区②						沿道地区②							
	幹線道路沿道地区①		10分の8	10分の30	10分の4		幹線道路沿道地区①		10分の8	10分の30	10分の4			
幹線道路沿道地区②		10分の20				幹線道路沿道地区②		10分の20						
足立北部地域東伊興地区地区整備計画区域	住宅地区①		10分の6	10分の15	10分の3		住宅地区①		10分の6	10分の15	10分の3			
	住宅地区②		10分の8		10分の4		住宅地区②		10分の8		10分の4			
	住宅地区③		10分の6		10分の3	12m	住宅地区③		10分の6		10分の3	12m		
	住宅地区④						住宅地区④							
	沿道地区①		10分の6	10分の15	10分の3	12m	沿道地区①		10分の6	10分の15	10分の3	12m		
	沿道地区②		10分の8		10分の4		沿道地区②		10分の8		10分の4			
	沿道地区③						沿道地区③							
	幹線道路沿		10分の8	10分の30	10分の4		幹線道路沿		10分の8	10分の30	10分の4			

改正前							改正後						
足立東部 地域平 野・東六 月町地区 地区整備 計画区域	道地区①						道地区①						
	幹線道路沿 道地区②	10分の20					幹線道路沿 道地区②	10分の20					
	幹線道路沿 道地区③						幹線道路沿 道地区③						
	準工業地区						準工業地区						
	住宅地区①	10分の6	10分の15	10分の3			住宅地区①	10分の6	10分の15	10分の3			
	住宅地区②	10分の8		10分の4			住宅地区②	10分の8		10分の4			
	住宅地区③	10分の6		10分の3			住宅地区③	10分の6		10分の3			
	沿道地区①				12m		沿道地区①				12m		
	沿道地区②	10分の8		10分の4			沿道地区②	10分の8		10分の4			
	幹線道路沿 道地区①	10分の6	10分の30	10分の3			幹線道路沿 道地区①	10分の6	10分の30	10分の3			
幹線道路沿 道地区②	10分の8		10分の4			幹線道路沿 道地区②	10分の8		10分の4				
幹線道路沿 道地区③	10分の20					幹線道路沿 道地区③	10分の20						
足立東部 地域神明 南地区地 区整備計 画区域	住宅地区①	10分の8	10分の15	10分の4			住宅地区①	10分の8	10分の15	10分の4			
	住宅地区②						住宅地区②						
	沿道地区①	10分の8	10分の15	10分の4	12m		沿道地区①	10分の8	10分の15	10分の4	12m		
	沿道地区②						沿道地区②						
	幹線道路沿 道地区①	10分の20	10分の30				幹線道路沿 道地区A①	10分の20	10分の30				
	幹線道路沿 道地区②						幹線道路沿 道地区A②						
							幹線道路沿 道地区B①	ホテル又 は旅館	10分の8	10分の30	10分の4		
						幹線道路沿							

改正前							改正後							
	準工業地区													
足立東部 地域神明 地区地区 整備計画 区域	住宅地区①		10分の6	10分の15	10分の3					10分の6	10分の15	10分の3		
	住宅地区②		10分の8		10分の4					10分の8		10分の4		
	沿道地区①		10分の6		10分の3	12m				10分の6		10分の3	12m	
	沿道地区②		10分の8		10分の4					10分の8		10分の4		
	沿道地区③													
	沿道住宅地 区	ホテル又 は旅館	10分の15	10分の30	10分の5					10分の15	10分の30	10分の5		
	幹線道路沿 道地区①		10分の6	10分の30	10分の30					10分の6	10分の30	10分の30		
	幹線道路沿 道地区②		10分の8		10分の4					10分の8		10分の4		
幹線道路沿 道地区③														
足立東部 地域神明 西地区地 区整備計 画区域	住宅地区①		10分の6	10分の15	10分の3					10分の6	10分の15	10分の3		
	住宅地区②		10分の8		10分の4					10分の8		10分の4		
	沿道地区①		10分の6		10分の3	12m				10分の6		10分の3	12m	
	沿道地区②													
足立東部 地域南花 畑一・ 三・四丁 目地区地 区整備計 画区域	住宅地区①		10分の8	10分の15	10分の4					10分の8	10分の15	10分の4		
	住宅地区②													
	沿道地区													
	幹線道路沿 道地区													
	準工業地区													
足立東部	住宅地区①		10分の6	10分の15	10分の3					10分の6	10分の15	10分の3		
	道地区B②													
	準工業地区													
足立東部 地域神明 地区地区 整備計画 区域	住宅地区①									10分の6	10分の15	10分の3		
	住宅地区②									10分の8		10分の4		
	沿道地区①									10分の6		10分の3	12m	
	沿道地区②									10分の8		10分の4		
	沿道地区③													
	沿道住宅地 区	ホテル又 は旅館	10分の15	10分の30	10分の5					10分の15	10分の30	10分の5		
	幹線道路沿 道地区①		10分の6	10分の30	10分の30					10分の6	10分の30	10分の30		
	幹線道路沿 道地区②		10分の8		10分の4					10分の8		10分の4		
幹線道路沿 道地区③														
足立東部 地域南花 畑一・ 三・四丁 目地区地 区整備計 画区域	住宅地区①									10分の6	10分の15	10分の3		
	住宅地区②									10分の8		10分の4		
	沿道地区①									10分の6		10分の3	12m	
	沿道地区②													
足立東部 地域南花 畑一・ 三・四丁 目地区地 区整備計 画区域	住宅地区①									10分の8	10分の15	10分の4		
	住宅地区②													
	沿道地区													
	幹線道路沿 道地区													
	準工業地区													
足立東部	住宅地区①									10分の6	10分の15	10分の3		

改正前							改正後							
地域花畑 七・八丁 目地区地 区整備計 画区域	住宅地区②						地域花畑 七・八丁 目地区地 区整備計 画区域	住宅地区②						
	幹線道路沿 道地区							幹線道路沿 道地区						

改正前	改正後
<p>○足立区中川一丁目南地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成16年10月25日条例第39号</p>	<p>○足立区中川一丁目南地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成16年10月25日条例第39号</p>
<p>第1条～第3条 (省略)</p>	<p>第1条～第3条 (現行のとおり)</p>
<p>(建築物の容積率の最高限度)</p>	<p>(建築物の容積率の最高限度)</p>
<p>第4条</p> <p>1～4 (省略)</p>	<p>第4条</p> <p>1～4 (現行のとおり)</p>
<p>5 第1項に規定する延べ面積には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第3項の規定による計画の認定を受けた計画（同法第18条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に係る建築物（以下「認定特定建築物」という。）の建築物特定施設（同法第2条第18号に規定する建築物特定施設をいう。以下同じ。）の床面積のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第26条の規定により、認定特定建築物の延べ面積の10分の1を限度として、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるものは、算入しない。</p>	<p>5 第1項に規定する延べ面積には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第3項の規定による計画の認定を受けた計画（同法第18条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に係る建築物（以下「認定特定建築物」という。）の建築物特定施設（同法第2条第20号に規定する建築物特定施設をいう。以下同じ。）の床面積のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第26条の規定により、認定特定建築物の延べ面積の10分の1を限度として、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるものは、算入しない。</p>
<p>6 法第52条第14項の規定により特定行政庁が許可した建築物の容積率は、<u>第1項の規定にかかわらず、その許可の範囲内において、同項の規定による限度を超えるものとする</u>ことができる。</p>	<p>6 (削除)</p>
<p>第5条～第13条 (省略)</p>	<p>第5条～第13条 (現行のとおり)</p>
	<p style="text-align: center;"><u>付 則 (令和〇年〇月〇日条例第〇号)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>

改正前	改正後
<p>○足立区東綾瀬二・三丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成17年3月25日条例第15号</p>	<p>○足立区東綾瀬二・三丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成17年3月25日条例第15号</p>
<p>第1条～第3条 （省略）</p>	<p>第1条～第3条 （現行のとおり）</p>
<p>（建築物の容積率の最高限度）</p>	<p>（建築物の容積率の最高限度）</p>
<p>第4条</p> <p>1～4 （省略）</p>	<p>第4条</p> <p>1～4 （現行のとおり）</p>
<p>5 第1項に規定する延べ面積には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第3項の規定による計画の認定を受けた計画（同法第18条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に係る建築物（以下「認定特定建築物」という。）の建築物特定施設（同法第2条第18号に規定する建築物特定施設をいう。以下同じ。）の床面積のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第26条の規定により、認定特定建築物の延べ面積の10分の1を限度として、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるものは、算入しない。</p>	<p>5 第1項に規定する延べ面積には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第3項の規定による計画の認定を受けた計画（同法第18条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に係る建築物（以下「認定特定建築物」という。）の建築物特定施設（同法第2条第20号に規定する建築物特定施設をいう。以下同じ。）の床面積のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第26条の規定により、認定特定建築物の延べ面積の10分の1を限度として、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるものは、算入しない。</p>
<p>6 法第52条第14項の規定により特定行政庁が許可した建築物の容積率は、<u>第1項の規定にかかわらず、その許可の範囲内において、同項の規定による限度を超えるものとする</u>ことができる。</p>	<p>6 （削除）</p>
<p>第5条～第16条 （省略）</p>	<p>第5条～第16条 （現行のとおり）</p>
	<p style="text-align: center;"><u>付 則（令和〇年〇月〇日条例第〇号）</u></p> <p style="text-align: center;"><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>

改正前	改正後
<p>○足立区に係る防災街区整備地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成17年10月24日条例第59号</p>	<p>○足立区に係る防災街区整備地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成17年10月24日条例第59号</p>
<p>第1条～第3条 （省略）</p>	<p>第1条～第3条 （現行のとおり）</p>
<p>（建築物の容積率の最高限度）</p>	<p>（建築物の容積率の最高限度）</p>
<p>第4条</p> <p>1～4 （省略）</p>	<p>第4条</p> <p>1～4 （現行のとおり）</p>
<p>5 第1項に規定する延べ面積には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第3項の規定による計画の認定を受けた計画（同法第18条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に係る建築物（以下「認定特定建築物」という。）の建築物特定施設（同法第2条第18号に規定する建築物特定施設をいう。以下同じ。）の床面積のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第26条の規定により、認定特定建築物の延べ面積の10分の1を限度として、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるものは、算入しない。</p>	<p>5 第1項に規定する延べ面積には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第3項の規定による計画の認定を受けた計画（同法第18条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に係る建築物（以下「認定特定建築物」という。）の建築物特定施設（同法第2条第20号に規定する建築物特定施設をいう。以下同じ。）の床面積のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第26条の規定により、認定特定建築物の延べ面積の10分の1を限度として、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるものは、算入しない。</p>
<p>6 法第52条第14項の規定により特定行政庁が許可した建築物の容積率は、<u>第1項の規定にかかわらず、その許可の範囲内において、同項の規定による限度を超えるものとする</u>ことができる。</p>	<p>6 （削除）</p>
<p>7 法第59条の2第1項及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第105条第1項の規定により特定行政庁が許可した建築物の容積率は、その許可の範囲内において、<u>第1項第1号及び第2号の規定による限度を超えるものとする</u>ことができる。</p>	<p>6 法第59条の2第1項又は長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第18条第1項の規定により特定行政庁が許可した建築物（別表第1第4項の地区計画の地区の区分のうちミリオン通り沿道地区の区域内の建築物に限る。）の容積率は、その許可の範囲内において、<u>第1項第2号の規定による限度を超えるものとする</u>ことができる。</p>

改正前		改正後	
第5条～第21条 (省略)		第5条～第21条 (現行のとおり)	
		<p style="text-align: center;"><u>付 則 (令和〇年〇月〇日条例第〇号)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>	
別表第1 (第2条、第6条、第7条関係)		別表第1 (第2条、第6条、第7条関係)	
項	防災街区整備地区計画	項	防災街区整備地区計画
1	東京都市計画防災街区整備地区計画足立一・二・三・四丁目地区防災街区整備地区計画 <u>(平成27年3月6日足立区告示第90号)</u>	1	東京都市計画防災街区整備地区計画足立一・二・三・四丁目地区防災街区整備地区計画 <u>(削除)</u>
2	東京都市計画防災街区整備地区計画関原一丁目地区防災街区整備地区計画 <u>(平成17年6月15日足立区告示第260号)</u>	2	東京都市計画防災街区整備地区計画関原一丁目地区防災街区整備地区計画 <u>(削除)</u>
3	東京都市計画防災街区整備地区計画西新井駅西口周辺地区防災街区整備地区計画 <u>(平成27年12月17日足立区告示第549号)</u>	3	東京都市計画防災街区整備地区計画西新井駅西口周辺地区防災街区整備地区計画 <u>(削除)</u>
4	東京都市計画防災街区整備地区計画千住仲町地区防災街区整備地区計画 <u>(平成20年2月6日足立区告示第262号)</u>	4	東京都市計画防災街区整備地区計画千住仲町地区防災街区整備地区計画 <u>(削除)</u>
5	東京都市計画防災街区整備地区計画千住西地区防災街区整備地区計画 <u>(令和元年7月26日足立区告示第334号)</u>	5	東京都市計画防災街区整備地区計画千住西地区防災街区整備地区計画 <u>(削除)</u>

改正前	改正後
<p>○足立区西新井三丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成17年12月19日条例第83号</p>	<p>○足立区西新井三丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成17年12月19日条例第83号</p>
<p>第1条～第3条 （省略）</p> <p>（建築物の容積率の最高限度）</p> <p>第4条</p> <p>1～4 （省略）</p> <p>5 第1項に規定する延べ面積には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第3項の規定による計画の認定を受けた計画（同法第18条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に係る建築物（以下「認定特定建築物」という。）の建築物特定施設（同法第2条第18号に規定する建築物特定施設をいう。以下同じ。）の床面積のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第26条の規定により、認定特定建築物の延べ面積の10分の1を限度として、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるものは、算入しない。</p> <p>6 法第52条第14項の規定により特定行政庁が許可した建築物の容積率は、</p>	<p>第1条～第3条 （現行のとおり）</p> <p>（建築物の容積率の最高限度）</p> <p>第4条</p> <p>1～4 （現行のとおり）</p> <p>5 第1項に規定する延べ面積には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第3項の規定による計画の認定を受けた計画（同法第18条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に係る建築物（以下「認定特定建築物」という。）の建築物特定施設（同法第2条第20号に規定する建築物特定施設をいう。以下同じ。）の床面積のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第26条の規定により、認定特定建築物の延べ面積の10分の1を限度として、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるものは、算入しない。</p> <p>6 （削除）</p>
<p><u>第1項の規定にかかわらず、その許可の範囲内において、同項の規定による限度を超えるものとすることができる。</u></p>	
<p>第5条～第16条 （省略）</p>	<p>第5条～第16条 （現行のとおり）</p> <p style="text-align: center;"><u>付 則（令和〇年〇月〇日条例第〇号）</u></p> <p style="text-align: center;"><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>

改正前	改正後
<p>○足立区綾瀬七丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成18年6月29日条例第50号</p>	<p>○足立区綾瀬七丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成18年6月29日条例第50号</p>
<p>第1条～第3条 （省略）</p>	<p>第1条～第3条 （現行のとおり）</p>
<p>（建築物の容積率の最高限度）</p>	<p>（建築物の容積率の最高限度）</p>
<p>第4条</p> <p>1～4 （省略）</p>	<p>第4条</p> <p>1～4 （現行のとおり）</p>
<p>5 第1項に規定する延べ面積には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第3項の規定による計画の認定を受けた計画（同法第18条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に係る建築物（以下「認定特定建築物」という。）の建築物特定施設（同法第2条第18号に規定する建築物特定施設をいう。以下同じ。）の床面積のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第26条の規定により、認定特定建築物の延べ面積の10分の1を限度として、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるものは、算入しない。</p> <p>6 法第52条第14項の規定により特定行政庁が許可した建築物の容積率は、</p>	<p>5 第1項に規定する延べ面積には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第3項の規定による計画の認定を受けた計画（同法第18条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に係る建築物（以下「認定特定建築物」という。）の建築物特定施設（同法第2条第20号に規定する建築物特定施設をいう。以下同じ。）の床面積のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第26条の規定により、認定特定建築物の延べ面積の10分の1を限度として、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるものは、算入しない。</p> <p>6 （削除）</p>
<p><u>第1項の規定にかかわらず、その許可の範囲内において、同項の規定による限度を超えるものとすることができる。</u></p>	
<p>第5条～第16条 （省略）</p>	<p>第5条～第16条 （現行のとおり）</p>
	<p style="text-align: center;"><u>付 則（令和〇年〇月〇日条例第〇号）</u></p> <p><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>

改正前	改正後
<p>○足立区千住大橋駅周辺地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成19年7月11日条例第45号</p>	<p>○足立区千住大橋駅周辺地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成19年7月11日条例第45号</p>
<p>第1条～第3条 （省略）</p>	<p>第1条～第3条 （現行のとおり）</p>
<p>（建築物の容積率の最高限度）</p>	<p>（建築物の容積率の最高限度）</p>
<p>第4条</p> <p>1～4 （省略）</p>	<p>第4条</p> <p>1～4 （現行のとおり）</p>
<p>5 第1項に規定する延べ面積には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第3項の規定による計画の認定を受けた計画（同法第18条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に係る建築物（以下「認定特定建築物」という。）の建築物特定施設（同法第2条第18号に規定する建築物特定施設をいう。以下同じ。）の床面積のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第26条の規定により、認定特定建築物の延べ面積の10分の1を限度として、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるものは、算入しない。</p>	<p>5 第1項に規定する延べ面積には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第3項の規定による計画の認定を受けた計画（同法第18条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に係る建築物（以下「認定特定建築物」という。）の建築物特定施設（同法第2条第20号に規定する建築物特定施設をいう。以下同じ。）の床面積のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第26条の規定により、認定特定建築物の延べ面積の10分の1を限度として、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるものは、算入しない。</p>
<p>6 法第52条第14項の規定により特定行政庁が許可した建築物の容積率は、<u>第1項の規定にかかわらず、その許可の範囲内において、同項の規定による限度を超えるものとする</u>ことができる。</p>	<p>6 （削除）</p>
<p>7 （省略）</p>	<p>6 （現行のとおり）</p>
<p>第5条～第16条 （省略）</p>	<p>第5条～第16条 （現行のとおり）</p>

改正前	改正後
	<p style="text-align: center;"><u>付 則（令和〇年〇月〇日条例第〇号）</u> <u>（施行期日）</u></p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。 <u>（経過措置）</u></p> <p>2 主要区画道路1号及び区画道路1号の供用開始の告示がされるまでの間は、改正後の別表商業複合地区Bの項イの1の欄は「10分の20」と、同項イの2の欄は「10分の30」とする。</p> <p>3 区画道路1号の供用開始の告示がされるまでの間は、改正後の別表住宅地区Dの項イの1の欄は「10分の20」と、同項イの2の欄は「10分の30」とする。</p> <p>4 足立区画街路第11号の供用開始の告示がされるまでの間は、改正後の別表駅前地区Aの項イの1の欄は「10分の30」と、同項イの2の欄は「10分の40」と、同表駅前地区Bの項イの1の欄は「10分の30」と、同項イの2の欄は「10分の40」と、同表幹線道路沿道地区Bの項イの1の欄は「10分の30」と、同項イの2の欄は「10分の60」とする。</p>

別表（第3条—第7条、第9条関係）

地区 の区 分	建築物等の用途 の制限	イ		ウ	エ	オ	カ
		建築物の容積率 の最高限度					
		1	2				
		公共施設 の整備 の状況に 応じた容 積率の最 高限度（ 暫定	当該地 区整備 計画の 区域の 特性に 応じた 容積率 の最高	建築 物の容 積率の 最低 限度	建築 物の建 蔽率の 最高 限度	建築物 の敷地 面積の 最低限 度	建築 物の高 さの最 高限 度

別表（第3条—第7条、第9条関係）

地区 の区 分	建築物等の用途 の制限	イ		ウ	エ	オ	カ
		建築物の容積率 の最高限度					
		1	2				
		公共施設 の整備 の状況に 応じた容 積率の最 高限度（ 暫定	当該地 区整備 計画の 区域の 特性に 応じた 容積率 の最高	建築 物の容 積率の 最低 限度	建築 物の建 蔽率の 最高 限度	建築物 の敷地 面積の 最低限 度	建築 物の高 さの最 高限 度

改正前								改正後								
			容積率)	限度(目 標容積 率)						容積率)	限度(目 標容積 率)					
商業 複合 地区 A	1 戸建住宅、長 屋	10分の 20	10分の 30			6,000m ²	30m		商業 複合 地区 A	1 戸建住宅、長 屋	10分の 20	10分の 30			6,000m ²	30m
	2 共同住宅、寄 宿舎又は下宿									2 共同住宅、寄 宿舎又は下宿						
	3 住宅で事務 所、店舗その他こ れらに類する用 途を兼ねるもの									3 住宅で事務 所、店舗その他こ れらに類する用 途を兼ねるもの						
	4 マージャン 屋、ぱちんこ屋、 射的場、勝馬投票 券発売所、場外車 券売場その他こ れらに類するも の									4 マージャン 屋、ぱちんこ屋、 射的場、勝馬投票 券発売所、場外車 券売場その他こ れらに類するも の						
	5 老人ホーム、 身体障害者福祉 ホームその他こ れらに類するも の									5 老人ホーム、 身体障害者福祉 ホームその他こ れらに類するも の						
	6 工場（自家販 売のための食品 製造業（食品加工 業を含む。）を営 むパン屋、菓子屋									6 工場（自家販 売のための食品 製造業（食品加工 業を含む。）を営 むパン屋、菓子屋						

改正前								改正後							
		その他これらに類するもので、作業場に供する部分の床面積の合計が50㎡以内のものを除く。)								その他これらに類するもので、作業場に供する部分の床面積の合計が50㎡以内のものを除く。)					
		7 倉庫業を営む倉庫								7 倉庫業を営む倉庫					
		8 自動車教習所								8 自動車教習所					
		9 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。）第2条第1項に規定する風俗営業を営む建築物及び同条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む建築物								9 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。）第2条第1項に規定する風俗営業を営む建築物及び同条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む建築物					
		10 ナイトクラブその他設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせ								10 ナイトクラブその他設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせ					

改正前								改正後							
		る営業を営む建築物（前項に該当する営業を営むものを除く。） 11 ダンスホールその他設備を設けて客にダンスをさせる営業（客にダンスを教授するための営業のうちダンスを教授する者が客にダンスを教授する場合にのみ客にダンスをさせる営業を除く。）を営む建築物								る営業を営む建築物（前項に該当する営業を営むものを除く。） 11 ダンスホールその他設備を設けて客にダンスをさせる営業（客にダンスを教授するための営業のうちダンスを教授する者が客にダンスを教授する場合にのみ客にダンスをさせる営業を除く。）を営む建築物					
商業複合地区B	1 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 2 老人ホーム、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの			500㎡ ただし、足立区画街路第11号線の整備に協力し代替地として譲渡され				商業複合地区B	1 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 2 老人ホーム、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの				500㎡ ただし、足立区画街路第11号線の整備に協力し代替地として譲渡され		

改正前							改正後								
		の				た土地							た土地		
		3 工場（自家販売のための食品製造業（食品加工業を含む。）を営むパン屋、菓子屋その他これらに類するもので、作業場に供する部分の床面積の合計が50㎡以内のものを除く。）				の全部を1の敷地として行う建築行為については、この限りでない。							の		
		4 倉庫業を営む倉庫											3 工場（自家販売のための食品製造業（食品加工業を含む。）を営むパン屋、菓子屋その他これらに類するもので、作業場に供する部分の床面積の合計が50㎡以内のものを除く。）		
		5 自動車教習所											4 倉庫業を営む倉庫		
		6 風営法第2条第1項に規定する風俗営業を営む建築物及び同条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む建築物											5 自動車教習所		
		7 ナイトクラブその他設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせ											6 風営法第2条第1項に規定する風俗営業を営む建築物及び同条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む建築物		
													7 ナイトクラブその他設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせ		

改正前							改正後							
る営業を営む建築物（前項に該当する営業を営むものを除く。）							る営業を営む建築物（前項に該当する営業を営むものを除く。）							
8 ダンスホールその他設備を設けて客にダンスをさせる営業（客にダンスを教授するための営業のうちダンスを教授する者が客にダンスを教授する場合にのみ客にダンスをさせる営業を除く。）を営む建築物							8 ダンスホールその他設備を設けて客にダンスをさせる営業（客にダンスを教授するための営業のうちダンスを教授する者が客にダンスを教授する場合にのみ客にダンスをさせる営業を除く。）を営む建築物							
9 主要区画道路1号に面する1階部分の主たる用途が次に掲げる用途以外の建築物							9 主要区画道路1号に面する1階部分の主たる用途が次に掲げる用途以外の建築物							
(1) 建築基準法施行令第130条の5の3各号に掲げるもの							(1) 建築基準法施行令第130条の5の3各号に掲げるもの							
(2) 事務所							(2) 事務所							

改正前							改正後							
		(3) 診療所、病院 (4) 保育所、児童厚生施設 (5) 劇場、映画館、演芸場又は観覧場 (6) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物 (7) ホテル又は旅館							(3) 診療所、病院 (4) 保育所、児童厚生施設 (5) 劇場、映画館、演芸場又は観覧場 (6) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物 (7) ホテル又は旅館					
業務複合地区	1 カラオケボックスその他これに類するもの 2 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 3 自動車教習所 4 風営法第2条第1項に規定	10分の22		2,000m ²			業務複合地区	1 カラオケボックスその他これに類するもの 2 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 3 自動車教習所 4 風営法第2条第1項に規定	10分の20	10分の22			2,000m ²	

改正前								改正後							
		する風俗営業を営む建築物及び同条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む建築物 5 ナイトクラブその他設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせる営業を営む建築物（前項に該当する営業を営むものを除く。）								する風俗営業を営む建築物及び同条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む建築物 5 ナイトクラブその他設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせる営業を営む建築物（前項に該当する営業を営むものを除く。）					
住宅地区A	1 戸建住宅、長屋 2 ホテル又は旅館	10分の38	10分の25	10分の5	6,000㎡	150m		住宅地区A	1 戸建住宅、長屋 2 ホテル又は旅館	10分の38	10分の25	10分の5	6,000㎡	150m	
住宅地区B	3 工場（自家販売のための食品製造業（食品加工業を含む。）を営むパン屋、菓子屋	10分の30		10分の6	2,000㎡	90m		住宅地区B	3 工場（自家販売のための食品製造業（食品加工業を含む。）を営むパン屋、菓子屋	10分の30		10分の6	2,000㎡	90m	
住宅地区C	その他これらに類するもので、作業場に供する部分の床面積の合計が50㎡以内の				6,000㎡	60m		住宅地区C	その他これらに類するもので、作業場に供する部分の床面積の合計が50㎡以内の				6,000㎡	60m	

改正前								改正後								
		ものを除く。) 4 危険物の貯蔵又は処理に供するもの 5 自動車教習所 6 畜舎 7 自動車車庫 (建築物に付属するものを除く。)								ものを除く。) 4 危険物の貯蔵又は処理に供するもの 5 自動車教習所 6 畜舎 7 自動車車庫 (建築物に付属するものを除く。)						
住宅地区 D	1 ホテル又は旅館 2 危険物の貯蔵又は処理に供するもの 3 自動車教習所 4 畜舎			83㎡	30m			住宅地区 D	1 ホテル又は旅館 2 危険物の貯蔵又は処理に供するもの 3 自動車教習所 4 畜舎				83㎡	30m		
						ただし、足立区画街路第11号線の整備に協力し代替地として譲渡された土地の全部を1の敷地として行									ただし、足立区画街路第11号線の整備に協力し代替地として譲渡された土地の全部を1の敷地として行	

改正前							改正後							
						う建築行為については、この限りでない。								う建築行為については、この限りでない。
工場業務地区	1 物販店、飲食店その他これらに類する用途のもので、その用途に供する部分の延べ面積の合計が3,000㎡を超えるもの 2 カラオケボックスその他これに類するもの 3 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 4 <u>建築基準法</u> 別表第2(る)項第1号(1)から(31)まで((19)を	10分の24				2,000㎡	工場業務地区	1 物販店、飲食店その他これらに類する用途のもので、その用途に供する部分の延べ面積の合計が3,000㎡を超えるもの 2 カラオケボックスその他これに類するもの 3 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 4 <u>法別表第2</u> (る)項第1号(1)から(31)まで((19)を除く。)	10分の20	10分の24				2,000㎡

改正前								改正後							
除く。)に掲げる工場								に掲げる工場							
5 建築基準法別表第2(る)項第1号(19)に掲げる工場であつて、当該部分の床面積の合計が12,500㎡を超えるもの								5 法別表第2(る)項第1号(19)に掲げる工場であつて、当該部分の床面積の合計が12,500㎡を超えるもの							
6 建築基準法別表第2(る)項第2号に掲げる危険物の貯蔵又は処理に供するもの								6 法別表第2(る)項第2号に掲げる危険物の貯蔵又は処理に供するもの							
7 倉庫業を営む倉庫								7 倉庫業を営む倉庫							
8 自動車教習所								8 自動車教習所							
9 風営法第2条第1項に規定する風俗営業を営む建築物及び同条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む建築物								9 風営法第2条第1項に規定する風俗営業を営む建築物及び同条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む建築物							

改正前								改正後							
		10 ナイトクラブその他設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせる営業を営む建築物（前項に該当する営業を営むものを除く。）								10 ナイトクラブその他設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせる営業を営む建築物（前項に該当する営業を営むものを除く。）					
駅前地区A	1 風営法第2条第1項に規定する風俗営業を営む建築物及び同条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む建築物	10分の30	10分の40			500㎡	60m	駅前地区A	1 風営法第2条第1項に規定する風俗営業を営む建築物及び同条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む建築物					500㎡	60m
	2 ナイトクラブその他設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせる営業を営む建築物（前項に該当する営業を営むものを除く。）					ただし、足立区画街路第11号線の整備に協力し代替地として譲渡された土地の全部を1の敷地として行う建築行為又は良好な居住			2 ナイトクラブその他設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせる営業を営む建築物（前項に該当する営業を営むものを除く。）					ただし、足立区画街路第11号線の整備に協力し代替地として譲渡された土地の全部を1の敷地として行う建築行為又は良好な居住	
	3 ダンスホールその他設備を設けて客にダン								3 ダンスホールその他設備を設けて客にダン						

改正前							改正後											
		<p>スをさせる営業（客にダンスを教授するための営業のうちダンスを教授する者が客にダンスを教授する場合にのみ客にダンスをさせる営業を除く。）を営む建築物</p> <p>4 足立区画街路第11号線に面する1階部分の主たる用途が次に掲げる用途以外の建築物</p> <p>(1) 建築基準法施行令第130条の5の3各号に掲げるもの</p> <p>(2) 事務所</p> <p>(3) 診療所、病院</p> <p>(4) 保育所、児童厚生施設</p> <p>(5) 劇場、映画館、演芸場又は観</p>			<p>環境を害するおそれがないとして区長が認めたものについては、この限りでない。</p>													
		<p>スをさせる営業（客にダンスを教授するための営業のうちダンスを教授する者が客にダンスを教授する場合にのみ客にダンスをさせる営業を除く。）を営む建築物</p> <p>4 足立区画街路第11号線に面する1階部分の主たる用途が次に掲げる用途以外の建築物</p> <p>(1) 建築基準法施行令第130条の5の3各号に掲げるもの</p> <p>(2) 事務所</p> <p>(3) 診療所、病院</p> <p>(4) 保育所、児童厚生施設</p> <p>(5) 劇場、映画館、演芸場又は観</p>			<p>環境を害するおそれがないとして区長が認めたものについては、この限りでない。</p>													

改正前								改正後							
		覧場 (6) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物 (7) ホテル又は旅館 (8) 駐輪場 (9) 駅舎								覧場 (6) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物 (7) ホテル又は旅館 (8) 駐輪場 (9) 駅舎					
駅前地区B	1 風営法第2条第1項に規定する風俗営業を営む建築物及び同条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む建築物 2 ナイトクラブその他設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせる営業を営む建築物（前項に該当する営業を営むものを除く。） 3 ダンスホー			83㎡	ただし、良好な居住環境を害するおそれがないとして区長が認めたものについては、この限りでない。			駅前地区B	1 風営法第2条第1項に規定する風俗営業を営む建築物及び同条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む建築物 2 ナイトクラブその他設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせる営業を営む建築物（前項に該当する営業を営むものを除く。） 3 ダンスホー				83㎡	ただし、良好な居住環境を害するおそれがないとして区長が認めたものについては、この限りでない。	

改正前								改正後							
		<p>ルその他設備を設けて客にダンスをさせる営業（客にダンスを教授するための営業のうちダンスを教授する者が客にダンスを教授する場合にのみ客にダンスをさせる営業を除く。）を営む建築物</p> <p>4 足立区画街路第11号線に面する1階部分の主たる用途が次に掲げる用途以外の建築物。ただし、戸建住宅、長屋又は敷地の形態上及び建築物の安全上やむを得ないと区長が認めたものについては、この限りでない。</p> <p>(1) 建築基準法施行令第130条</p>								<p>ルその他設備を設けて客にダンスをさせる営業（客にダンスを教授するための営業のうちダンスを教授する者が客にダンスを教授する場合にのみ客にダンスをさせる営業を除く。）を営む建築物</p> <p>4 足立区画街路第11号線に面する1階部分の主たる用途が次に掲げる用途以外の建築物。ただし、戸建住宅、長屋又は敷地の形態上及び建築物の安全上やむを得ないと区長が認めたものについては、この限りでない。</p> <p>(1) 建築基準法施行令第130条</p>					

改正前				改正後			
	<p>の5の3各号に掲げるもの</p> <p>(2) 事務所</p> <p>(3) 診療所、病院</p> <p>(4) 保育所、児童厚生施設</p> <p>(5) 劇場、映画館、演芸場又は観覧場</p> <p>(6) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物</p> <p>(7) ホテル又は旅館</p> <p>(8) 駐輪場</p>						
幹線道路沿道地区A	1 風営法第2条第1項に規定する風俗営業を営む建築物及び同条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む建築物			幹線道路沿道地区A	1 風営法第2条第1項に規定する風俗営業を営む建築物及び同条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む建築物		
幹線道路	2 ナイトクラブその他設備を	<u>10分の</u> 30	<u>10分の</u> 60	幹線道路	2 ナイトクラブその他設備を		

改正前								改正後							
沿道 地区 B	設けて客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせ							沿道 地区 B	設けて客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせ						
住工 共存 地区 A	る営業を営む建築物（前項に該当する営業を営むものを除く。） 3 ダンスホールその他設備を設けて客にダンスをさせる営業（客にダンスを教授するための営業のうちダンスを教授する者が客にダンスを教授する場合にのみ客にダンスをさせる営業を除く。）を営む建築物							住工 共存 地区 A	る営業を営む建築物（前項に該当する営業を営むものを除く。） 3 ダンスホールその他設備を設けて客にダンスをさせる営業（客にダンスを教授するための営業のうちダンスを教授する者が客にダンスを教授する場合にのみ客にダンスをさせる営業を除く。）を営む建築物						
住工 共存 地区 B								住工 共存 地区 B							

改正前	改正後
<p>○足立区江北三・四丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成19年7月11日条例第46号</p>	<p>○足立区江北三・四丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成19年7月11日条例第46号</p>
<p>第1条～第3条 （省略）</p>	<p>第1条～第3条 （現行のとおり）</p>
<p>（建築物の容積率の最高限度）</p>	<p>（建築物の容積率の最高限度）</p>
<p>第4条</p> <p>1～4 （省略）</p>	<p>第4条</p> <p>1～4 （現行のとおり）</p>
<p>5 第1項に規定する延べ面積には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第3項の規定による計画の認定を受けた計画（同法第18条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に係る建築物（以下「認定特定建築物」という。）の建築物特定施設（同法第2条第18号に規定する建築物特定施設をいう。以下同じ。）の床面積のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第26条の規定により、認定特定建築物の延べ面積の10分の1を限度として、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるものは、算入しない。</p>	<p>5 第1項に規定する延べ面積には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第3項の規定による計画の認定を受けた計画（同法第18条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に係る建築物（以下「認定特定建築物」という。）の建築物特定施設（同法第2条第20号に規定する建築物特定施設をいう。以下同じ。）の床面積のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第26条の規定により、認定特定建築物の延べ面積の10分の1を限度として、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるものは、算入しない。</p>
<p>6 法第52条第14項の規定により特定行政庁が許可した建築物の容積率は、<u>第1項の規定にかかわらず、その許可の範囲内において、同項の規定による限度を超えるものとする</u>ことができる。</p>	<p>6 （削除）</p>
<p>第5条～第16条 （省略）</p>	<p>第5条～第16条 （現行のとおり）</p>
	<p style="text-align: center;"><u>付 則（令和〇年〇月〇日条例第〇号）</u></p> <p style="text-align: center;"><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>

改正前	改正後
<p>○足立区千住旭町地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例 平成21年3月25日条例第27号</p>	<p>○足立区千住旭町地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例 平成21年3月25日条例第27号</p>
<p>第1条 (省略) (適用区域)</p>	<p>第1条 (現行のとおり) (適用区域)</p>
<p>第2条 この条例の適用を受ける区域は、平成27年足立区告示第548号に定める東京都市計画地区計画千住旭町地区地区計画(以下「地区計画」という。)の区域のうち地区整備計画が定められた区域(以下「地区整備計画の区域」という。)内とする。</p>	<p>第2条 この条例の規定は、都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第1項の規定による都市計画の決定の告示があった東京都市計画地区計画千住旭町地区地区計画(以下「地区計画」という。)の区域のうち、同法第12条の5第2項に規定する地区整備計画が定められた区域(以下「地区整備計画の区域」という。)に適用する。</p>
<p>第3条 (省略) (建築物の容積率の最高限度)</p>	<p>第3条 (現行のとおり) (建築物の容積率の最高限度)</p>
<p>第4条 1～4 (省略) 5 第1項に規定する延べ面積には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第17条第3項の規定による計画の認定を受けた計画(同法第18条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの)に係る建築物(以下「認定特定建築物」という。)の建築物特定施設(同法第2条第18号に規定する建築物特定施設をいう。以下同じ。)の床面積のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号)第26条の規定により、認定特定建築物の延べ面積の10分の1を限度として、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定める</p>	<p>第4条 1～4 (現行のとおり) 5 第1項に規定する延べ面積には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第17条第3項の規定による計画の認定を受けた計画(同法第18条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの)に係る建築物(以下「認定特定建築物」という。)の建築物特定施設(同法第2条第20号に規定する建築物特定施設をいう。以下同じ。)の床面積のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号)第26条の規定により、認定特定建築物の延べ面積の10分の1を限度として、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定める</p>

改正前	改正後
ものは、算入しない。	ものは、算入しない。
<p>6 法第52条第14項の規定により特定行政庁が許可した建築物の容積率は、<u>第1項の規定にかかわらず、その許可の範囲内において、同項の規定による限度を超えるものとする</u>ことができる。</p>	<p>6 (削除)</p>
<p>7 法第59条の2第1項及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律(平成14年法律第78号)第105条第1項の規定により特定行政庁が許可した建築物の容積率は、その許可の範囲内において、第1項第3号の規定による限度を超えるものとすることができる。</p>	<p>6 法第59条の2第1項(削除)の規定により特定行政庁が許可した建築物の容積率は、その許可の範囲内において、第1項第3号の規定による限度を超えるものとすることができる。</p>
<p>(建築物の敷地面積の最低限度)</p>	<p>(建築物の敷地面積の最低限度)</p>
<p>第5条</p>	<p>第5条</p>
<p>1～2 (省略)</p>	<p>1～2 (現行のとおり)</p>
<p>3 省略</p>	<p>3 (現行のとおり)</p>
<p>(1) 土地収用法(昭和26年法律第219号)第3条各号に掲げるものに関する事業若しくは都市計画法(昭和43年法律第100号)の規定により土地を収用し、若しくは使用することができる都市計画事業又はこれらの事業に係る土地収用法第16条に規定する関連事業</p>	<p>(1) 土地収用法(昭和26年法律第219号)第3条各号に掲げるものに関する事業若しくは都市計画法の規定により土地を収用し、若しくは使用することができる都市計画事業又はこれらの事業に係る土地収用法第16条に規定する関連事業</p>
<p>(2)～(5) (省略)</p>	<p>(2)～(5) (現行のとおり)</p>
<p>4 省略</p>	<p>4 (現行のとおり)</p>
<p>第6条～第15条 (省略)</p>	<p>第6条～第15条 (現行のとおり)</p>
	<p><u>付 則 (令和〇年〇月〇日条例第〇号)</u></p>
	<p><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>

第67号議案

足立区花畑五丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表 (案)

改正前	改正後
<p>○足立区花畑五丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例 平成24年3月28日条例第24号</p>	<p>○足立区花畑五丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例 平成24年3月28日条例第24号</p>
<p>第1条 (省略) (適用区域)</p>	<p>第1条 (現行のとおり) (適用区域)</p>
<p>第2条 この条例の適用を受ける区域は、平成27年足立区告示第299号に定める<u>東京都市計画地区計画花畑五丁目地区地区計画（以下「地区計画」という。）の区域のうち地区整備計画が定められた区域（以下「地区整備計画の区域」という。）内とする。</u></p>	<p>第2条 この条例の規定は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定による都市計画の決定の告示があった<u>東京都市計画地区計画花畑五丁目地区地区計画（以下「地区計画」という。）の区域のうち、同法第12条の5第2項に規定する地区整備計画が定められた区域（以下「地区整備計画の区域」という。）に適用する。</u></p>
<p>第3条 (省略) (建築物の容積率の最高限度)</p>	<p>第3条 (現行のとおり) (建築物の容積率の最高限度)</p>
<p>第4条 1～4 (省略) 5 第1項に規定する延べ面積には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第3項の規定による計画の認定を受けた計画（同法第18条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に係る建築物（以下「認定特定建築物」という。）の建築物特定施設（同法第2条第18号に規定する建築物特定施設をいう。以下同じ。）の床面積のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第26条の規定により、認定特定建築物の延べ面積の10分の1を限度として、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定める</p>	<p>第4条 1～4 (現行のとおり) 5 第1項に規定する延べ面積には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第3項の規定による計画の認定を受けた計画（同法第18条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に係る建築物（以下「認定特定建築物」という。）の建築物特定施設（同法第2条第20号に規定する建築物特定施設をいう。以下同じ。）の床面積のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第26条の規定により、認定特定建築物の延べ面積の10分の1を限度として、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定める</p>

改正前	改正後
<p>ものは、算入しない。</p> <p>6 法第52条第14項の規定により特定行政庁が許可した建築物の容積率は、<u>第1項の規定にかかわらず、その許可の範囲内において、同項の規定による限度を超えるものとする</u>ことができる。</p> <p>第5条～第14条 (省略)</p> <p>(罰則)</p> <p>第15条 (省略)</p> <p>2 <u>前項第1号</u>に規定する違反があった場合において、その違反が建築主の故意によるものであるときは、当該設計者又は工事施工者を罰するほか、当該建築主に対して前項の刑を科する。</p> <p>第16条 (省略)</p>	<p>ものは、算入しない。</p> <p>6 (削除)</p> <p>第5条～第14条 (現行のとおり)</p> <p>(罰則)</p> <p>第15条 (現行のとおり)</p> <p>2 <u>前項第2号</u>に規定する違反があった場合において、その違反が建築主の故意によるものであるときは、当該設計者又は工事施工者を罰するほか、当該建築主に対して前項の刑を科する。</p> <p>第16条 (現行のとおり)</p> <p><u>付 則 (令和〇年〇月〇日条例第〇号)</u></p> <p><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>

改正前	改正後
<p>○足立区竹ノ塚駅中央地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成30年3月28日条例第16号</p>	<p>○足立区竹ノ塚駅中央地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成30年3月28日条例第16号</p>
<p>第1条～第3条 (省略)</p>	<p>第1条～第3条 (現行のとおり)</p>
<p>(建築物の容積率の最高限度)</p>	<p>(建築物の容積率の最高限度)</p>
<p>第4条</p> <p>1～4 (省略)</p>	<p>第4条</p> <p>1～4 (現行のとおり)</p>
<p>5 第1項に規定する延べ面積には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第3項の規定による計画の認定を受けた計画（同法第18条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に係る建築物（以下「認定特定建築物」という。）の建築物特定施設（同法第2条第18号に規定する建築物特定施設をいう。以下同じ。）の床面積のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第26条の規定により、認定特定建築物の延べ面積の10分の1を限度として、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるものは、算入しない。</p>	<p>5 第1項に規定する延べ面積には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第3項の規定による計画の認定を受けた計画（同法第18条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に係る建築物（以下「認定特定建築物」という。）の建築物特定施設（同法第2条第20号に規定する建築物特定施設をいう。以下同じ。）の床面積のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第26条の規定により、認定特定建築物の延べ面積の10分の1を限度として、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるものは、算入しない。</p>
<p>6 法第52条第14項の規定により特定行政庁が許可した建築物の容積率は、<u>第1項の規定にかかわらず、その許可の範囲内において、同項の規定による限度を超えるものとする</u>ことができる。</p>	<p>6 (削除)</p>
<p>7 法第59条の2第1項及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第105条第1項の規定により特定行政庁が許可した建築物の容積率は、その許可の範囲内において、第1項の規定による限度を超えるものとすることができる。</p>	<p>6 法第59条の2第1項又は長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第18条第1項の規定により特定行政庁が許可した建築物及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第105条第1項の規定により特定行政庁が許可した建築物（<u>地区の区分のうち沿道地区－B－1及び沿道地区－B－2の区域内の建築物を除く。</u>）の</p>

改正前	改正後
<p>第5条～第6条 (省略)</p> <p>(建築物等の高さの最高限度)</p> <p>第7条</p> <p>1～2 (省略)</p> <p>3 前2項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。</p> <p>(1) <u>法第52条第14項の規定により特定行政庁が許可した建築物</u></p> <p>(2) <u>法第59条の2第1項及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律第105条第1項の規定により特定行政庁が許可した建築物</u></p> <p>(3) (省略)</p>	<p>容積率は、その許可の範囲内において、第1項の規定による限度を超えるものとすることができる。</p> <p>第5条～第6条 (現行のとおり)</p> <p>(建築物等の高さの最高限度)</p> <p>第7条</p> <p>1～2 (現行のとおり)</p> <p>3 前2項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。</p> <p>(1) (削除)</p> <p>(1) <u>法第59条の2第1項及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律第105条第1項並びに長期優良住宅の普及の促進に関する法律第18条第1項の規定により特定行政庁が許可した建築物</u></p> <p>(2) (現行のとおり)</p>
<p>第8条～第15条 (省略)</p>	<p>第8条～第15条 (現行のとおり)</p> <p><u>付 則 (令和〇年〇月〇日条例第〇号)</u></p> <p><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>

改正前	改正後
<p>○足立区竹の塚北地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成30年7月2日条例第41号</p>	<p>○足立区竹の塚北地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成30年7月2日条例第41号</p>
<p>第1条～第3条 (省略)</p>	<p>第1条～第3条 (現行のとおり)</p>
<p>(建築物の容積率の最高限度)</p>	<p>(建築物の容積率の最高限度)</p>
<p>第4条</p> <p>1～4 (省略)</p>	<p>第4条</p> <p>1～4 (現行のとおり)</p>
<p>5 第1項に規定する延べ面積には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第3項の規定による計画の認定を受けた計画（同法第18条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に係る建築物（以下「認定特定建築物」という。）の建築物特定施設（同法第2条第18号に規定する建築物特定施設をいう。以下同じ。）の床面積のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第26条の規定により、認定特定建築物の延べ面積の10分の1を限度として、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるものは、算入しない。</p>	<p>5 第1項に規定する延べ面積には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第3項の規定による計画の認定を受けた計画（同法第18条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に係る建築物（以下「認定特定建築物」という。）の建築物特定施設（同法第2条第20号に規定する建築物特定施設をいう。以下同じ。）の床面積のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第26条の規定により、認定特定建築物の延べ面積の10分の1を限度として、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるものは、算入しない。</p>
<p>6 法第52条第14項の規定により特定行政庁が許可した建築物の容積率は、<u>第1項の規定にかかわらず、その許可の範囲内において、同項の規定による限度を超えるものとする</u>ことができる。</p>	<p>6 (削除)</p>
<p>第5条～第16条 (省略)</p>	<p>第5条～第16条 (現行のとおり)</p>
	<p style="text-align: center;"><u>付 則 (令和〇年〇月〇日条例第〇号)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>

改正前	改正後
<p>○足立区江北七丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成30年7月2日条例第42号</p>	<p>○足立区江北七丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成30年7月2日条例第42号</p>
<p>第1条～第3条 （省略）</p>	<p>第1条～第3条 （現行のとおり）</p>
<p>（建築物の容積率の最高限度）</p>	<p>（建築物の容積率の最高限度）</p>
<p>第4条</p> <p>1～4 （省略）</p>	<p>第4条</p> <p>1～4 （現行のとおり）</p>
<p>5 第1項に規定する延べ面積には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第3項の規定による計画の認定を受けた計画（同法第18条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に係る建築物（以下「認定特定建築物」という。）の建築物特定施設（同法第2条第18号に規定する建築物特定施設をいう。以下同じ。）の床面積のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第26条の規定により、認定特定建築物の延べ面積の10分の1を限度として、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるものは、算入しない。</p> <p>6 法第52条第14項の規定により特定行政庁が許可した建築物の容積率は、</p>	<p>5 第1項に規定する延べ面積には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第3項の規定による計画の認定を受けた計画（同法第18条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に係る建築物（以下「認定特定建築物」という。）の建築物特定施設（同法第2条第20号に規定する建築物特定施設をいう。以下同じ。）の床面積のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第26条の規定により、認定特定建築物の延べ面積の10分の1を限度として、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるものは、算入しない。</p> <p>6 （削除）</p>
<p><u>第1項の規定にかかわらず、その許可の範囲内において、同項の規定による限度を超えるものとすることができる。</u></p>	
<p>第5条～第16条 （省略）</p>	<p>第5条～第16条 （現行のとおり）</p>
	<p style="text-align: center;"><u>付 則（令和〇年〇月〇日条例第〇号）</u></p> <p style="text-align: center;"><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>

第71号議案

足立区興野周辺地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表 (案)

改正前	改正後
<p>○足立区興野周辺地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例</p> <p style="text-align: right;">令和元年7月4日条例第11号</p>	<p>○足立区興野周辺地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例</p> <p style="text-align: right;">令和元年7月4日条例第11号</p>
<p>第1条～第3条 (省略)</p>	<p>第1条～第3条 (現行のとおり)</p>
<p>(建築物の容積率の最高限度)</p>	<p>(建築物の容積率の最高限度)</p>
<p>第4条</p> <p>1～4 (省略)</p>	<p>第4条</p> <p>1～4 (現行のとおり)</p>
<p>5 第1項に規定する延べ面積には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第3項の規定による計画の認定を受けた計画（同法第18条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に係る建築物（以下「認定特定建築物」という。）の建築物特定施設（同法第2条第18号に規定する建築物特定施設をいう。以下同じ。）の床面積のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第26条の規定により、認定特定建築物の延べ面積の10分の1を限度として、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるものは、算入しない。</p>	<p>5 第1項に規定する延べ面積には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第3項の規定による計画の認定を受けた計画（同法第18条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に係る建築物（以下「認定特定建築物」という。）の建築物特定施設（同法第2条第20号に規定する建築物特定施設をいう。以下同じ。）の床面積のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第26条の規定により、認定特定建築物の延べ面積の10分の1を限度として、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるものは、算入しない。</p>
<p>6 法第52条第14項の規定により特定行政庁が許可した建築物の容積率は、<u>第1項の規定にかかわらず、その許可の範囲内において、同項の規定による限度を超えるものとする</u>ことができる。</p>	<p>6 (削除)</p>
<p>7 法59条の2第1項及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第105条第1項の規定により特定行政庁が許可した建築物の容積率は、<u>その許可の範囲内において、第1項第3号の規定による限度を超えるものとする</u>ことができる。</p>	<p>7 (削除)</p>

改正前	改正後
第5条～第15条（省略）	第5条～第15条（現行のとおり） 付 則（令和〇年〇月〇日条例第〇号） <u>この条例は、公布の日から施行する。</u>

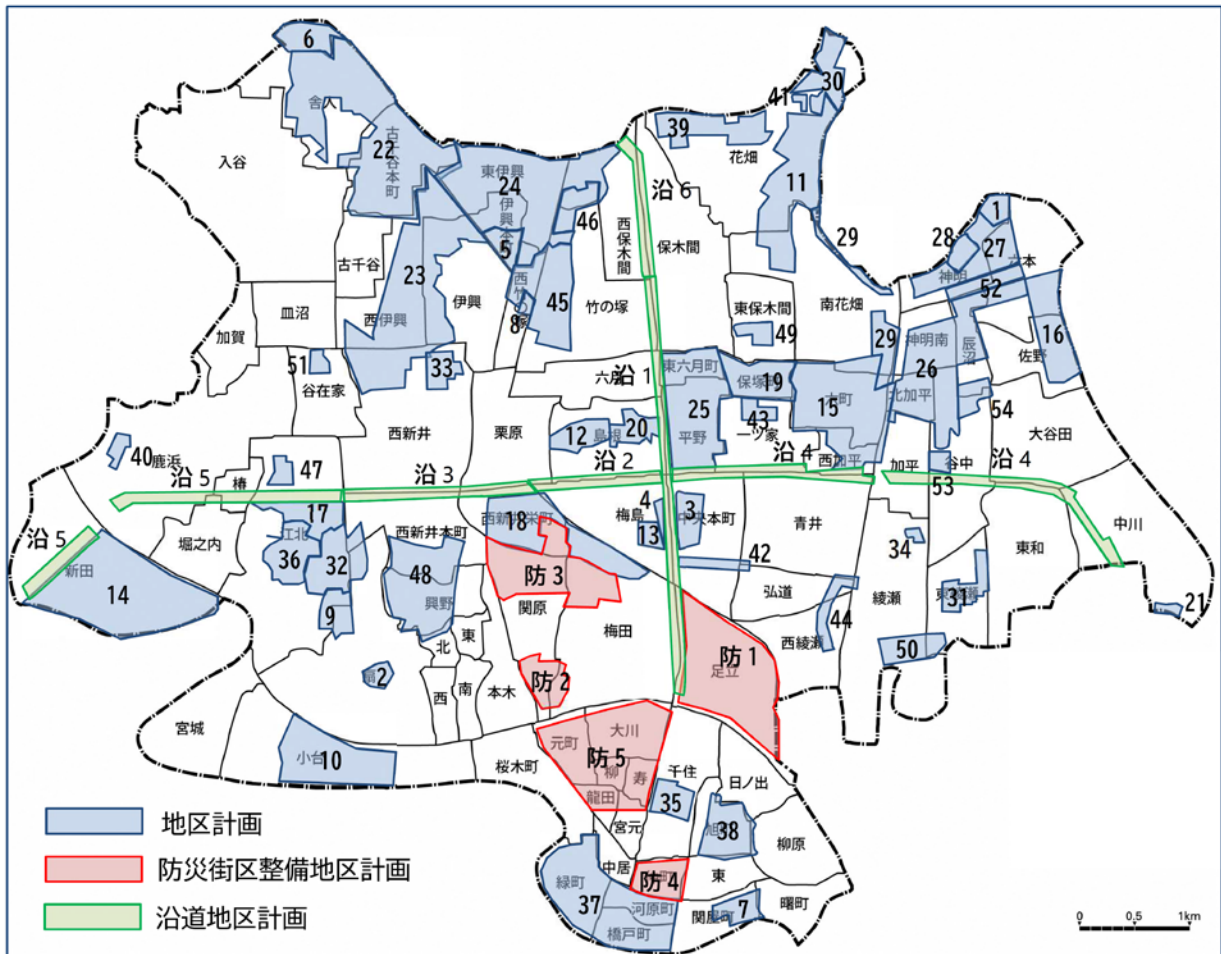
改正前	改正後
<p>○足立区東保木間一丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例</p> <p style="text-align: right;">令和2年3月25日条例第11号</p>	<p>○足立区東保木間一丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例</p> <p style="text-align: right;">令和2年3月25日条例第11号</p>
<p>第1条～第3条 （省略）</p>	<p>第1条～第3条 （現行のとおり）</p>
<p>（建築物の容積率の最高限度）</p>	<p>（建築物の容積率の最高限度）</p>
<p>第4条</p> <p>1～4 （省略）</p>	<p>第4条</p> <p>1～4 （現行のとおり）</p>
<p>5 第1項に規定する延べ面積には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第3項の規定による計画の認定を受けた計画（同法第18条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に係る建築物（以下「認定特定建築物」という。）の建築物特定施設（同法第2条第18号に規定する建築物特定施設をいう。以下同じ。）の床面積のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第26条の規定により、認定特定建築物の延べ面積の10分の1を限度として、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるものは、算入しない。</p> <p>6 法第52条第14項の規定により特定行政庁が許可した建築物の容積率は、</p>	<p>5 第1項に規定する延べ面積には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第3項の規定による計画の認定を受けた計画（同法第18条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に係る建築物（以下「認定特定建築物」という。）の建築物特定施設（同法第2条第20号に規定する建築物特定施設をいう。以下同じ。）の床面積のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第26条の規定により、認定特定建築物の延べ面積の10分の1を限度として、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるものは、算入しない。</p> <p>6 （削除）</p>
<p><u>第1項の規定にかかわらず、その許可の範囲内において、同項の規定による限度を超えるものとすることができる。</u></p>	
<p>第5条～第16条 （省略）</p>	<p>第5条～第16条 （現行のとおり）</p>
	<p style="text-align: center;"><u>付 則（令和〇年〇月〇日条例第〇号）</u></p> <p><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>

第73号議案

足立区谷在家三丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表 (案)

改正前	改正後
<p>○足立区谷在家三丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例</p>	<p>○足立区谷在家三丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例</p>
<p>令和3年3月24日条例第13号</p>	<p>令和3年3月24日条例第13号</p>
<p>第1条～第3条 (省略)</p>	<p>第1条～第3条 (現行のとおり)</p>
<p>(建築物の容積率の最高限度)</p>	<p>(建築物の容積率の最高限度)</p>
<p>第4条</p>	<p>第4条</p>
<p>1～4 (省略)</p>	<p>1～4 (現行のとおり)</p>
<p>5 第1項に規定する延べ面積には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第3項の規定による計画の認定を受けた計画（同法第18条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に係る建築物（以下「認定特定建築物」という。）の建築物特定施設（同法第2条第18号に規定する建築物特定施設をいう。以下同じ。）の床面積のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第26条の規定により、認定特定建築物の延べ面積の10分の1を限度として、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるものは、算入しない。</p>	<p>5 第1項に規定する延べ面積には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第3項の規定による計画の認定を受けた計画（同法第18条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に係る建築物（以下「認定特定建築物」という。）の建築物特定施設（同法第2条第20号に規定する建築物特定施設をいう。以下同じ。）の床面積のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第26条の規定により、認定特定建築物の延べ面積の10分の1を限度として、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるものは、算入しない。</p>
<p>6 法第52条第14項の規定により特定行政庁が許可した建築物の容積率は、</p>	<p>6 (削除)</p>
<p><u>第1項の規定にかかわらず、その許可の範囲内において、同項の規定による限度を超えるものとすることができる。</u></p>	
<p>第5条～第16条 (省略)</p>	<p>第5条～第16条 (現行のとおり)</p>
	<p><u>付 則 (令和〇年〇月〇日条例第〇号)</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>

【地区計画等 位置図】



(1) 地区計画 (面積 約 1,274.4ha)

■ 条例改正対象地区

番号	名称	面積 (ha)
1	神明三丁目地区地区計画	5.8
2	扇一丁目地区地区計画	3.6
3	中央本町地区地区計画	12.1
4	梅島地区地区計画	1.4
5	伊興町前沼地区地区計画	8.3
6	舎人四丁目地区地区計画	12.2
7	千住大川端地区再開発地区計画	8.3
8	竹ノ塚駅西口地区地区計画	0.9
9	高野地区地区計画	10.5
10	小台一丁目地区地区計画	18.9
11	花畑北部地区地区計画	55.3

番号	名称	面積 (ha)
12	島根四丁目地区地区計画	12.6
13	梅島一丁目地区地区計画	4.8
14	新田地区地区計画	55.7
15	六町地区地区計画	70.0
16	佐野六木地区地区計画	24.6
17	上沼田南地区地区計画	15.9
18	西新井駅西口周辺地区地区計画	43.0
19	保塚町地区地区計画	21.4
20	島根二丁目地区地区計画	9.5
21	中川一丁目南地区地区計画	2.3
22	足立北部地域舎人・古千谷本町地区地区計画	121.5
23	足立北部地域西伊興地区地区計画	109.7
24	足立北部地域東伊興地区地区計画	92.5
25	足立東部地域平野・東六月町地区地区計画	55.8
26	足立東部地域神明南地区地区計画	76.4
27	足立東部地域神明地区地区計画	28.7
28	足立東部地域神明西地区地区計画	5.1
29	足立東部地域南花畑一・三・四丁目地区地区計画	18.1
30	足立東部地域花畑七・八丁目地区地区計画	17.0
31	東綾瀬二・三丁目地区地区計画	11.9
32	江北駅周辺地区地区計画	26.7
33	西新井三丁目地区地区計画	8.4
34	綾瀬七丁目地区地区計画	1.6
35	千住三丁目地区地区計画	11.4
36	江北三・四丁目地区地区計画	19.4
37	千住大橋駅周辺地区地区計画	69.3
38	千住旭町地区地区計画	20.7
39	花畑五丁目地区地区計画	21.9
40	鹿浜二丁目西地区地区計画	3.2
41	花畑七丁目中地区地区計画	1.7
42	補助第138号線中央本町地区地区計画	4.8
43	一ツ家二丁目北地区地区計画	3.6
44	補助第138・140号線弘道二丁目周辺地区地区計画	5.2
45	竹ノ塚駅中央地区地区計画	39.7

番号	名称	面積 (ha)
46	竹の塚北地区地区計画	9.9
47	江北七丁目地区地区計画	3.8
48	興野周辺地区地区計画	49.1
49	東保木間一丁目地区地区計画	4.5
50	綾瀬駅東口周辺地区地区計画	14.2
51	谷在家三丁目地区地区計画	3.3
52	神明二丁目周辺地区地区計画	9.7
53	北綾瀬駅周辺地区地区計画	4.2
54	辰沼一丁目地区地区計画	4.3

(2) 防災街区整備地区計画 (面積 約 204.7ha) 条例改正対象地区

番号	名称	面積 (ha)
防1	足立一・二・三・四丁目地区防災街区整備地区計画	62.7
防2	関原一丁目地区防災街区整備地区計画	13.6
防3	西新井駅西口周辺地区防災街区整備地区計画	51.9
防4	千住仲町地区防災街区整備地区計画	15.7
防5	千住西地区防災街区整備地区計画	60.8

(3) 沿道地区計画 (面積 約 91.99ha 延長 約 15.3km)

番号	名称	面積、延長
沿1	国道4号A地区(日光街道)沿道地区計画	21.59ha、3.7km
沿2	足立区環状七号線A地区沿道地区計画	7.6ha、1.2km
沿3	足立区環状七号線B地区沿道地区計画	11.7ha、1.7km
沿4	足立区環状七号線C地区沿道地区計画	25.9ha、4.5km
沿5	足立区環状七号線D地区沿道地区計画	17.0ha、2.8km
沿6	国道4号B地区(日光街道)沿道地区計画	8.2ha、1.4km

第74号議案説明資料

令和5年6月30日

<p>件名</p>	<p>特別区道路線の認定について</p>								
<p>所管部課名</p>	<p>道路公園整備室道路公園管理課</p>								
<p>内容</p>	<p>以下の理由により特別区道路線として認定するため、この案を提出する。</p> <p>1 理由 この路線は、両端が足立区道に接する私道である。通行上、防火上等に欠くことのできない生活道路であり、土地の寄付の申し出があったことから、特別区道路線に認定する。</p> <p>2 概要</p> <table border="1" data-bbox="411 853 1358 1093"> <tr> <td>所在</td> <td>足立区伊興本町一丁目地内</td> </tr> <tr> <td>幅員</td> <td>4.95～6.00m</td> </tr> <tr> <td>延長</td> <td>82.56m</td> </tr> <tr> <td>面積</td> <td>432.63㎡</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">足立区伊興本町一丁目地内略図</p>  <p style="text-align: center;">凡例 新認定特別区道路線</p>	所在	足立区伊興本町一丁目地内	幅員	4.95～6.00m	延長	82.56m	面積	432.63㎡
所在	足立区伊興本町一丁目地内								
幅員	4.95～6.00m								
延長	82.56m								
面積	432.63㎡								

第 7 5 号議案説明資料

令和 5 年 6 月 3 0 日

件 名	損害賠償請求に関する和解について
所管部課名	道路公園整備室西部道路公園維持課
内 容	<p>本件は、平成 1 9 年に区立島糍屋公園（足立区鹿浜二丁目 2 2 番 1 号）内の少年野球場で受傷した事件に係わる損害賠償について、原告から請求額 1 0 7, 7 1 0, 0 0 0 円の訴訟を提起された件について、相手との合意に基づき和解するため、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 2 号の規定に基づき、議案を提出する。</p> <p>1 和解の概要</p> <p>(1) 区は、本件事件に係わる治療費、逸失利益、後遺障害慰謝料等として和解金 1 1, 5 0 0, 0 0 0 円を支払う。</p> <p>(2) 原告はその余の請求を放棄する。</p> <p>(3) 原告と被告は、本件に関し、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。</p> <p>2 経過概要</p> <p>(1) 平成 1 9 年 9 月 1 6 日 当時 3 4 歳であった相手方が、親戚の子どもとサッカーをして遊んでいた際、グラウンドの金属製側溝蓋が逆さまになっており、それを相手方が踏み、突起物が運動靴を貫通し、左足土踏まず部分に裂傷を負った。 傷病名：左足関節骨髓炎（当初：左足底部皮膚裂傷）</p> <p>(2) 平成 2 9 年 3 月 2 9 日 菌が付着している骨を削る手術を行う。退院以降も外来診察継続。</p> <p>(3) 令和 3 年 6 月 1 6 日 原告が区を提訴。</p> <p>(4) 令和 5 年 1 月 2 0 日 裁判所が提示した和解案について原告と被告、双方が承諾。</p> <p>3 保険適用</p> <p>特別区自治体総合賠償責任保険により、和解金は全額補填される。</p> <p>4 今後の方針</p> <p>令和 5 年第 2 回定例会議決後、相手方と和解を成立させる。</p>

しまこうじやこうえん
○島糞屋公園 案内図



しまこうじやこうえん
○島糞屋公園 平面図

